

大井町第 6 次総合計画
後期基本計画
(素案)

大井町

目次

第1編 序論.....	1
第1章 総合計画について.....	1
1. 総合計画策定の意義.....	1
2. 総合計画の構成と期間.....	1
3. 総合計画の進捗管理.....	2
第2章 大井町の現況.....	3
1. 位置・地勢.....	3
2. 人口動態.....	3
3. 土地利用.....	4
4. 財政状況.....	4
第3章 まちづくりの方向性.....	5
1. まちづくりの課題.....	5
2. まちづくりに必要な要素.....	7
3. まちづくりに向けて.....	10
第2編 基本構想.....	12
第1章 目的.....	12
第2章 まちづくりの目標と方針.....	12
1. まちづくりの目標（将来像）.....	12
2. 基本指標.....	12
3. まちづくりの方針.....	13
第3編 後期基本計画.....	15
第1章 基本計画について.....	15
1. 基本計画の位置づけと計画期間.....	15
2. 人口フレーム.....	15
3. 計画の推進について.....	16
第2章 大井町戦略事業（第3期大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）.....	18
1. 戦略事業とは.....	18
2. 戦略事業設定のフロー.....	18
3. 戦略事業.....	19
第3章 施策別計画.....	23
1. 施策別計画とは.....	23
2. 施策一覧.....	23
3. 施策別計画の見方.....	25

第1編 序論

第1章 総合計画について

1. 総合計画策定の意義

本町では、2011年度から2020年度までの10年間の計画期間とする第5次総合計画「おいきらめきプラン」を策定し、「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」をまちづくりの目標として取り組んできました。

しかしながら、本町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子・高齢化の進行など大きく変化をしており、今後のまちづくりに影響を及ぼすことが予想されています。また、更新時期を迎える公共施設や地域の多様化するニーズへの対応など、今後のまちづくりには多くの課題があります。

今後、様々な課題を乗り越え、持続可能なまちづくりを推進していくためには、本町の強みを活かし、本町の最高規範である「大井町自治基本条例」にもあるように、町民・議会・行政がそれぞれの立場を尊重し、それぞれの役割と責任のもと、対等な立場で相互に協力してまちづくりに取り組むことが必要です。

そのため、まちづくりの主体である町民・議会・行政が、今後のまちづくりの方向性などを共有し、その実現に向けて取り組むため、2020年度に大井町第6次総合計画を策定しました。

2. 総合計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

○基本構想・・・2030年度に向けたまちづくりの目標を明らかにし、その実現に向けた基本方針を定めます。

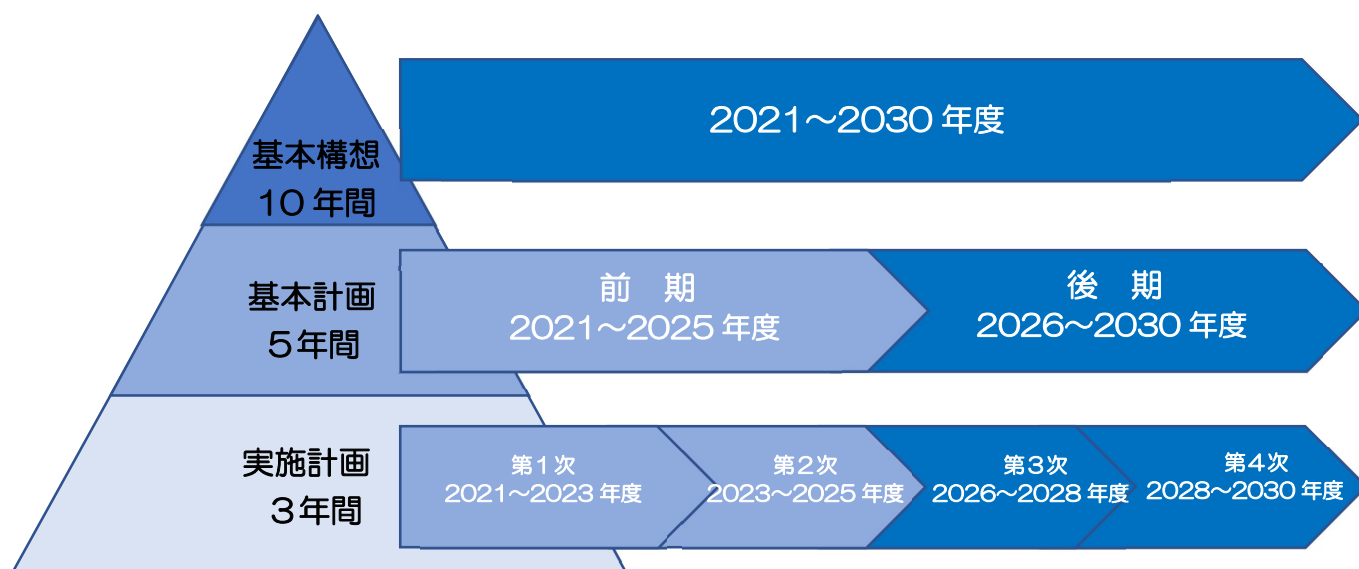
計画期間：10年間 2021～2030年度

○基本計画・・・基本構想が示すまちづくりを実現するための施策を体系的に示します。

計画期間：5年間 前期：2021～2025年度 後期：2026～2030年度

○実施計画・・・各種施策を具体的に展開する事業を示します。

計画期間：3年間※ 第1次：2021～2023年度 第2次：2023～2025年度
第3次：2026～2028年度 第4次：2028～2030年度



※3年間の実施計画としつつも、2023年度及び2028年度は基本計画における前期、後期の各計画期間内に合わせて見直しを行うため、実施計画期間が重なっています。

3. 総合計画の進捗管理

総合計画に基づく取り組みの成果を把握し、継続的な改善活動による効果的・効率的な計画の推進を図るため、施策などの達成度を評価・検証する進捗管理を行います。

進捗管理にあたっては、事業展開による成果の一側面を捉えるものとして、基本計画において数値目標を設定します。

この数値目標に対する進捗状況を把握するため、毎年度、事業の評価・検証を行い、その結果に基づいた事業の改善を行うとともに、予算編成などに活用することにより、効果的・効果的な事業の構築につなげます。



第2章 大井町の現況

1. 位置・地勢

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置し、東西5.62km、南北5.18km、総面積14.38km²を有しています。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町に、北は松田町と秦野市に、東は中井町にそれぞれ接しており、横浜市から約50km、東京都心からは約70kmの距離にあります。

町を東西に東名高速道路が走り、北西部には大井松田インターチェンジを有するほか、国道255号が南北に走り、そのほか県道6路線が町内の主要な道路網を構成しています。

一方、鉄道は国府津と沼津を結ぶＪＲ御殿場線が国道255号とほぼ並行するように走り、町内には上大井駅と相模金子駅があります。

地勢的に見ると、町の北側には、なだらかな足柄山地の稜線が北西方向に低く連なり、その背後に急峻な丹沢山塊がそびえています。西方には箱根連山の山並みが南北に走り、その稜線のかなたに富士山が位置しています。町の中央よりやや西側には、町を丘陵部と平坦部に二分する国府津・松田断層が相模湾に向かって伸びています。

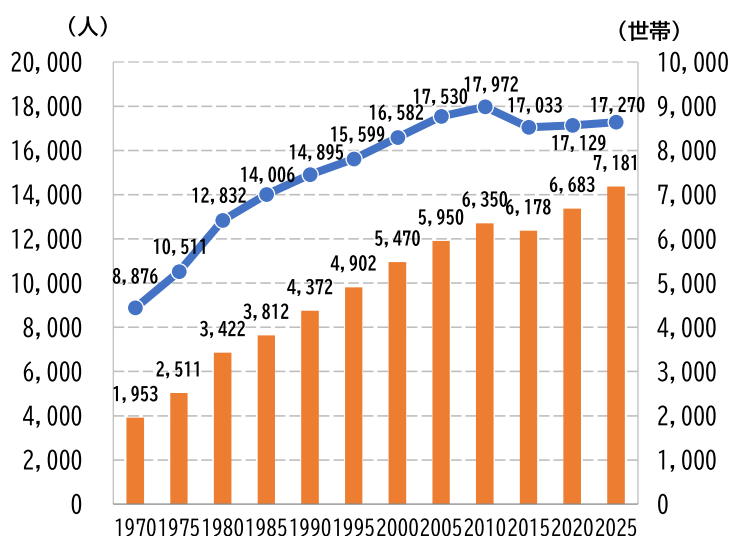
気候は、上記のような地形により寒冷な北風は遮られ、温暖な南風が入りやすく、比較的温暖です。この結果、地域全体が良好な気象条件に恵まれ、気温、雨量は、全地域にわたり大差がなく、住環境に適し、各種作物や果樹などの栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境が地域の特徴を形づくっています。

2. 人口動態

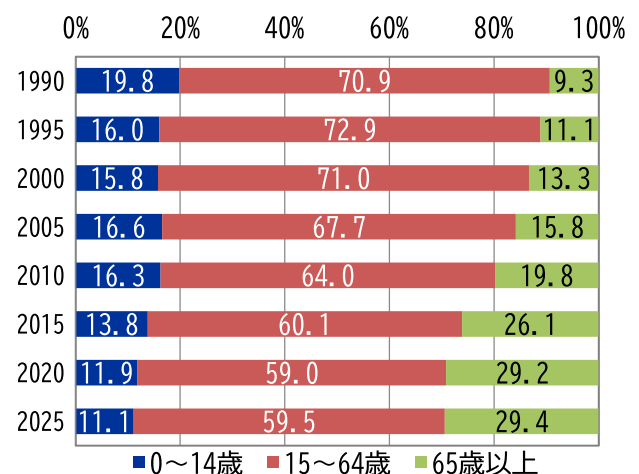
本町の人口は、2025年1月1日現在、17,270人となっています。これまで人口は順調に伸び続けてきましたが、2010年以降は減少傾向に転じたのち、土地区画整理事業等による増加を経て、直近では微減となっています。

また、2025年1月1日現在の平均世帯人員は2.4人/世帯と、1970年（4.54人/世帯）に比べ減少し、核家族化が進行しており、年齢構成では、年少人口（0～14歳）11.1%、生産年齢人口（15～64歳）59.5%、老年人口（65歳以上）29.4%であり、少子・高齢化が進行しています。こうしたことから、人口減少や少子・高齢化などにより地域のつながりが希薄になることが懸念されます。

人口と世帯数の推移



年齢構成の推移



※1970年から2020年までは国勢調査における各年10月1日現在の数値

※2025年は神奈川県人口統計調査及び神奈川県年齢別人口統計調査における2025年1月1日現在の数値

3. 土地利用

本町の土地利用を大別すると、平坦部では酒匂川周辺の農地と国道255号及びＪＲ御殿場線などの主要な交通軸に沿った市街地によって形成され、丘陵部では農地や山林といった自然的土地利用が大半を占めていますが、農地や山林としての土地利用が減少し荒廃地化が進行しています。

一方、庁舎北側の大井中央土地区画整理事業などにより、宅地をはじめとした都市的土地利用が増加しました。

今後は、農地や山林の保全を図るとともに、人口減少、少子・高齢化や新たな産業の動向に対応した土地の利活用が求められます。

4. 財政状況

本町の財政状況については、自主財源比率は約６割で、残り４割は地方交付税、国県支出金及び地方債などによって賄われています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は〇〇％（2024年度）であり、健全化判断比率を見ると、どの指標についても基準をクリアしているなど、安定した財政運営を行ってきました。

今後は、公共施設の維持管理などにより歳出が増加していくことが予想されるため、引き続き人件費、扶助費や公債費等の義務的経費の増加を抑制しつつ、新たな行政需要などへの対応が可能となるよう安定的な財政運営が求められます。

健全化判断比率

	比率			早期健全化基準
	2022年度	2023年度	2024年度	
実質赤字比率※	赤字なし (▲10.23%)	赤字なし (▲8.29%)	赤字なし (▲〇〇%)	15%
連結実質赤字比率※	赤字なし (▲21.79%)	赤字なし (▲22.25%)	赤字なし (▲〇〇%)	20%
実質公債費率※	▲2.1%	▲1.6%	▲〇%	25%
将来負担比率※	マイナス算定 (▲57.2%)	マイナス算定 (▲60.3%)	マイナス算定 (▲〇%)	350%

※実質赤字比率 福祉・教育・道路整備などを行う一般会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標。

※連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計すべての会計の実質的な赤字額の収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標。

※実質公債費率 借金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。

※将来負担比率 一般会計の借金の残高や将来支払う可能性のある負担などを指標化し、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標。

第3章 まちづくりの方向性

1. まちづくりの課題

(1) まちづくりアンケート調査から

第6次総合計画の策定にあたりまちづくりアンケート調査を実施しました。

	2019年度調査	2024年度調査
調査期間	2019年8月9日(金)～8月31日(土)	2024年9月5日(木)～9月24日(火)
対 象	町内在住16歳以上3,000人（無作為抽出）	町内在住16歳以上85歳未満3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収及びWEB回答の選択式
回収数・ 回収率	917票（30.6%）	911票（30.4%）

まちづくりアンケート結果から抽出された施策に対する課題

これまで進めてきたまちづくりの施策に対する満足度や重要度について、2019年度と2024年度の調査を比較して整理しました。満足度についてみると、観光や交通関連、市街地整備は2019年度調査及び2024年度調査ともに満足度が低い施策として位置付けられています。

一方で、重要度についてみると、2019年度調査及び2024年度調査ともに防災関連や消防・救急対策など安全・安心なまちづくりを求める声が多くなっています。

満足度の低い施策の整理（各上位5つ）

2019年度アンケート
1 鉄道・バス路線網
2 市街地の整備
3 地域資源を活用した観光振興
4 公園・緑地の整備、有効活用
5 商・工業の振興

2024年度アンケート
1 観光
2 地域公共交通
3 市街地の整備
4 情報化の推進
5 行政運営

重要度の高い施策の整理（各上位5つ）

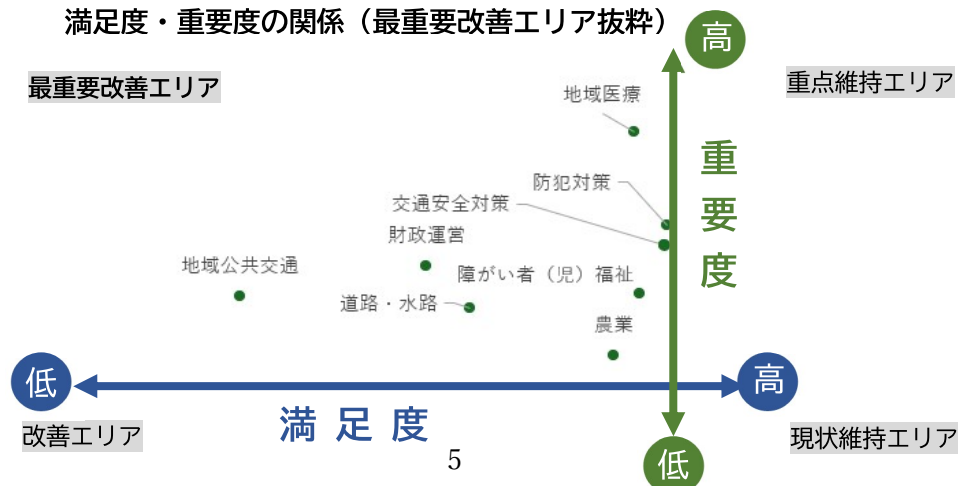
2019年度アンケート
1 防災体制と防災施設の整備
2 消防・救急体制の整備
3 鉄道・バス路線網
4 交通安全対策
5 地域医療体制の充実

2024年度アンケート
1 地域医療
2 小・中学校教育
3 子育て支援
4 消防・救急対策
5 地域防災対策

■次期計画における重要課題について

施策に対する満足度と重要度の関係进行分析のために、横軸に満足度、縦軸に重要度を示すグラフで整理し、4つのエリア（最重要改善エリア、重点維持エリア、改善エリア、現状維持エリア）で区分しました。満足度が低く、重要度が高い施策は最重要改善エリアに区分されます。

満足度・重要度の関係（最重要改善エリア抜粋）



（２）大井町まちづくり会議から

アンケート調査を補完し、より具体的な意見を聴くため、ワークショップ形式の「大井町まちづくり会議」を２回開催しました。また、「大井町まちづくり会議」とは別に、次代を担っていく若者から意見を聴くため、中高生を対象とした若者ワークショップを開催しました。

■開催内容

第１回：2024年11月13日(水)

「地域の現状と課題の洗い出し」



課題の整理

第２回：2024年11月26日(火)

「より良い大井町に向けたアイデア」



課題の整理・まちづくりに向けたプロジェクト立案

若者ワークショップ：2024年11月17日(日)

「大井町について感じていること」「まちとして実施したほうが良いこと」



まちづくりに向けたキーワード

■参加者：町民（一般公募、町内企業・団体）、町職員

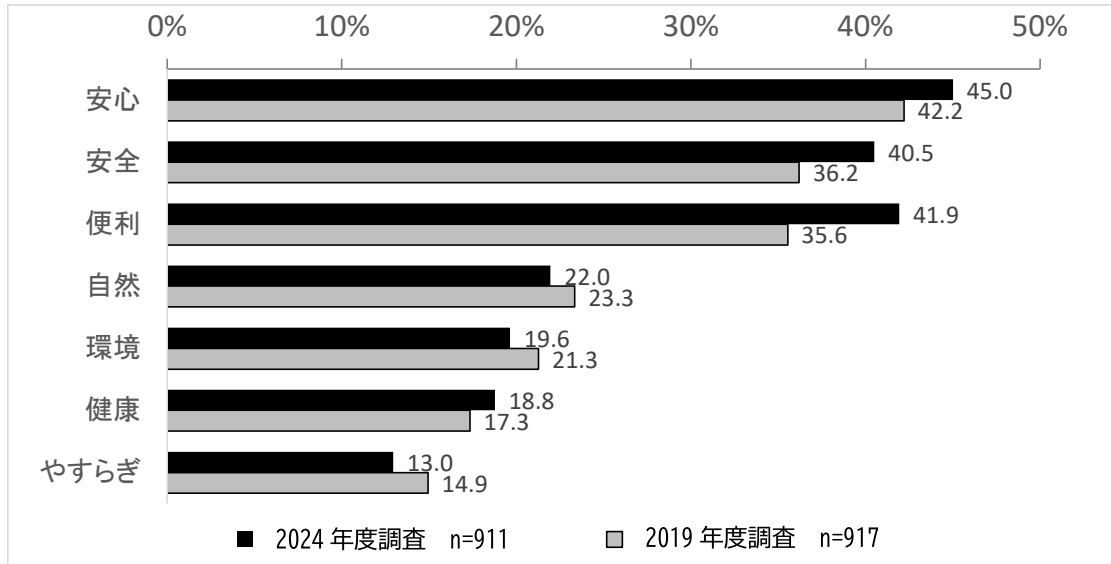
第１回、第２回のまちづくり会議で抽出された町の課題

- ・情報・課題の共有不足（行政が何に取り組み、抱えている課題が何か分からない）
- ・人、地域のつながりの希薄化、地域内交流の少なさ
- ・鉄道、バスの不便さ
- ・道路の狭さ、歩道の少なさ
- ・街灯、防犯灯の少なさ、暗さ
- ・子どもの遊び場や交流の場が少ない
- ・農業者の減少、耕作放棄地の増加
- ・空き家の増加
- ・少子・高齢化
- ・自治体の認知度の低さ
- ・「大井町といえば」という特色、特産品、観光スポットがない
- ・雇用の場が基本的に町外
- ・防災意識の希薄化（大井町は自然災害の被害が少ない）
- ・高齢者の生活や移動手段の支援不足
- ・一人住まいの孤立対策
- ・ボールや自転車を自由に使える公園がない
- ・娯楽施設や本屋が少ない
- ・女性支援の不足
- ・幼稚園、小・中学校の連絡や手続きのオンライン化

2. まちづくりに必要な要素

(1) まちづくりアンケート調査から

まちづくりアンケートの「これからの大井町のまちづくりにおいて、どのようなことを大切にしていきたいか（3つまで回答）」との問いでは、「安心」「安全」「便利」「自然」「環境」「健康」「やすらぎ」が多くなっています。2019年度調査と比較して、2024年度調査においては安心・安全・便利のニーズは一層高まっており、近年の感染症や災害の激震化によるものと推察されますが、より一層対策が求められているといえます。（10%以上抜粋）。



(2) 大井町まちづくり会議から

まちづくり会議で大井町の今後におけるまちづくりに必要な要素と将来像（こんな町になったらいいな）を考えました。町民アンケートで挙がった要素も多く、より具体的な意見がありました。

第1回会議

福祉・高齢者生きがいづくり

- ◆ 交通（街灯整備や道幅拡張で安全に、高齢者が免許返納後も不自由なく移動できる）
- ◆ 福祉（女性支援、少子化対策）
- ◆ 生きがい・交流（高齢者と子どもたちの交流、高齢者活躍の場、近所付き合い）
- ◆ 一人住まい（自治会加入、高齢者の緊急時の対応、高齢者のひきこもり、災害時の安全確保）

教育・子ども子育て

- ◆ 教育（幼稚園、小中学校の連絡・手続きのオンライン化）
- ◆ 子ども（共働き世帯への充実した保育提供、幼稚園での小学校入学準備、安心して使える公園）
- ◆ 交通（駅周辺の交通整備、通学費補助）

自然や町の特性を活かした交流体験促進・産業振興

- ◆ 町民を含む生活面（新規住民と現存団体の交流機会創出、プール・温泉等を新設）
- ◆ 自然環境（富士山の観光利用、間伐材を活用したサウナ）
- ◆ 産業振興（観光面に資本投入、ビオトピアの活用）
- ◆ その他（参加しやすい町のまつり）

住みよいまちづくり（防災、交通等）

- ◆ 交通（送迎の需要に応える体制づくり、通勤補助、公共交通のニーズ把握）
- ◆ 防犯（空家対策、防犯カメラ・街灯の設置、道幅拡張）
- ◆ 災害（ハザードマップ・防災情報の共有、避難所の確認、消防団員減少への対策）

福祉・高齢者生きがいづくり

◆ よりよい大井町を実現するためのプロジェクト

「地域イベントへのお出かけ支援」：既存イベントへ参加しやすい環境づくり

◆ 自分たちができること

場所づくり（気軽に立ち寄れる憩いの場づくり、空家を利用した古民家カフェで高齢者雇用）

声かけ支援（月1～2回の集会、参加したくなる雰囲気づくり）

移動（四季の里体験の事業に参加するための送迎）

◆ 行政に支援してほしい・やってほしいこと

移動（高齢者向け無料タクシー、イベント開催時の送迎）

やりがい・生きがい・つながり（イベントの実施、イベント運営のリーダー育成、アクティブシニア）

教育・子ども子育て

◆ よりよい大井町を実現するためのプロジェクト

「みんなが主役 みんなが集まれる交流の場づくり」

◆ 自分たちができること

交流（高齢者と子どもの交流機会創出、自治会館の活用、自治会の在り方の再検討）

◆ 行政に支援してほしい・やってほしいこと

交流（子どもたちのためのイベント開催、大学生との連携、高齢者と遊べる場）

施設（図書館・公園の活用、学童保育の受け入れ人数を増やす）

情報（学校教育に関する情報開示、町への意見・声を伝える場、手続きのオンライン化）

幼稚園・学校教育（幼稚園年長で文字の練習、学校教育で普通学級と支援学級の交流）

その他（通学路を広く安全に、子どもの教育相談室）

自然や町の特性を活かした交流体験促進・産業振興

◆ よりよい大井町を実現するためのプロジェクト

「大井町 AR 体験プロジェクト」：観光 AR ツアーアプリ開発、かくれすいっぴー探し、LINE スタンプ

「ネイチャーパークプロジェクト（NPP）」：町の自然スポットを巡るツアー、自然体験事業の実施

◆ 自分たちができること

川や森のゴミ・ハイキングコース・散策路の整備、観光活用できる自然スポットの募集

◆ 行政に支援してほしい・やってほしいこと

酒匂川の水遊びができる場づくり、農村公園活用、飲食店誘致、お土産開発

住みよいまちづくり（防災、交通等）

◆ よりよい大井町を実現するためのプロジェクト

「お買いものサポートサービス」、「よろずホットライン」

◆ 自分たちができること

災害対策（近所で安否確認、ハザードマップと避難方法の確認、備蓄品の充実、自治会加入）

防犯（あいさつを通じた防犯、顔の見える関係性）

住環境・交通（草刈り・枝切り、自分で交通手段を確保、通販活用とネットを使えない人向けの支援）

◆ 行政に支援してほしい・やってほしいこと

ネットを使えない人向けの支援、自治会のメリット・デメリットの明示、空家調査と活用、道路の維持・修繕、通学費の補助

自然や町の特性を活かした交流体験促進・産業振興

- ◆ 町民を含む生活面（宿泊施設・ショッピングができる場所、ボールや自転車を使える公園が必要）
- ◆ 自然環境（田園風景や富士山を活かした観光、フェイジョアを活かす）
- ◆ その他（ひょうたん事業の活性化、中央公園の大井やさいの市をPR、古民家のリノベーション）

福祉・高齢者生きがいづくり

- ◆ 福祉（移動手段と手伝いサービスで外出しやすく、給食運搬設備の支援）
- ◆ 生きがい・交流（高齢者のスキルを活かした活躍の場づくり、学校・生涯学習センター活用、地域内で助け合い、移動スーパー、一人参加限定のイベントで一人住まいの交流の場づくり）
- ◆ 交通（通学路の道幅拡張、街灯整備、駐車優先マーク、タクシーの利用）

フリーテーマ

- ◆ 交通（電車の本数増やす、駅と役場・バス停の距離短縮、高速バス乗り場の立地、信号を増やす）
- ◆ 産業振興（コンビニで特産品販売(フェイジョアジェラート)、娯楽施設・本屋を増やす）
- ◆ その他（無料の団らんの場設置、地形を活かした体験・イベント、自然園の活動PR）

3. まちづくりに向けて

(1) 課題及び必要な要素を踏まえたまちづくりの推進

① 安全・安心・便利な暮らしへの対応

まちづくりアンケートやまちづくり会議から、暮らしの「安全」「安心」を求める声、そして、公共交通の利便性向上などの「便利」と町の「自然・環境保全」の両面の「バランス」あるまちづくりを求める町民のニーズが伺えます。

このような声に応えるため、近年激甚化する地震や風水害などの災害に備えるとともに、歩行者等に配慮した道路整備や交通の利便性の向上など、暮らしに必要な基盤の整備を、グリーンインフラの考え方も踏まえ、町の豊かな自然環境に配慮しながら進めるまちづくりが必要です。

② 世代間交流や地域コミュニティの活性化

人口減少、少子・高齢化が進むことにより、空家の増加、地域活動の担い手不足、地域コミュニティの衰退が懸念されます。

こうした課題に対応するためには、地域づくり、人づくりを推進し、世代間交流による地域のコミュニティの活性化を図るとともに、地域課題を「自分事」として考え、連携・協力しあう協働のまちづくりが必要です。

③ 活力あるまちづくりに向けた取り組みの充実

本町の人口は微減となっていますが、今後進行が見込まれる人口減少社会において、まちの活力を維持していくためには、これまで培ってきた町の資源を活かしながら、人口維持などに向けた取り組みを行うことが求められています。

町に対する愛着を深め、移住・定住につなげるためには、本町の自然、歴史・文化や地域特性を活かした取り組みによって町の魅力を発信するとともに、子育て環境の整備・充実や子どもから高齢者まで全ての町民が健康で元気に笑顔で暮らすことのできるまちづくりが必要です。

(2) 総合戦略や最新動向を踏まえた特色あるまちづくりの推進

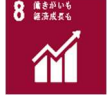
本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき 2015 年に「人口ビジョン※」及び「大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略※」を策定し、地域の特性を活かした特色あるまちづくりに取り組んできました。2021 年には本計画に「大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を組み込み、国や県の総合戦略の趣旨を踏まえた特色あるまちづくりを進めてきましたが、今後はデジタルトランスフォーメーションや地方創生 2.0※等の新たな流れを踏まえたまちづくりの推進が必要です。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた持続可能なまちづくりの推進

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際社会共通目標として SDGs※（Sustainable Development Goals の略称）があり、持続可能でよりよい世界をめざすため 17 のゴールを設定しています。この SDGs の達成に向けて世界規模で取り組みが行われており、わが国でも取り組みを推進しています。

持続可能な経済、社会、環境の向上かつ平等、対等な社会の構築は、本町でも取り組んできましたが、将来にわたって安心して暮らせるように町民、議会、行政が一体となった SDGs を踏まえた持続可能なまちづくりが必要です。

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標一覧

目 標		目 標	
	①貧困 ●あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩不平等 ●各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓 ●飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪都市 ●包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	③保健 ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫生産・消費 ●持続可能な生産消費形態を確保する
	④教育 ●すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動 ●気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー ●ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海洋資源 ●持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥水・衛生 ●すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸上資源 ●陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギー ●すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和 ●持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧成長・雇用 ●包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰実施手段 ●持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨イノベーション ●強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

※グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

※人口ビジョン 地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示するもの。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により各地方公共団体は人口ビジョンの策定に努めることとされている。

※まち・ひと・しごと創生総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち、ひと、しごとに関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、自治体で策定する戦略のこと。なお、本町では第 2 期戦略より町総合計画と一体のものとして策定している。

※地方創生 2.0 人口・生産年齢人口の減少を受け止めた上で、「強く」「豊か」で、そして「新しい・楽しい」地方の実現に向けて取り組むもの。

※SDGs 2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

第2編 基本構想

第1章 目的

この構想は、第1編におけるまちづくりアンケートやまちづくり会議などの結果を踏まえ、「まちづくりの目標（将来像）」を定めます。

また、まちづくりの主体である町民・議会・行政が一体となって、目標達成に向けて取り組む「まちづくりの方針」を定めます。

第2章 まちづくりの目標と方針

1. まちづくりの目標（将来像）

『みんなでつなぐ 大井の未来』

これまで、5期にわたる総合計画のもと、まちづくりを進めてきました。これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、次代を見据えた“大井町”をめざします。

施策の展開にあたっては、町の魅力である「自然」とバランスのとれた「便利」で住みやすいまちづくりを基本として、近年激甚化する地震や風水害などの災害への備えを中心とした「安全」・「安心」の施策、子育てを支援する施策及び町民の健康の確保に関する施策などを充実させたまちづくりを推進していきます。

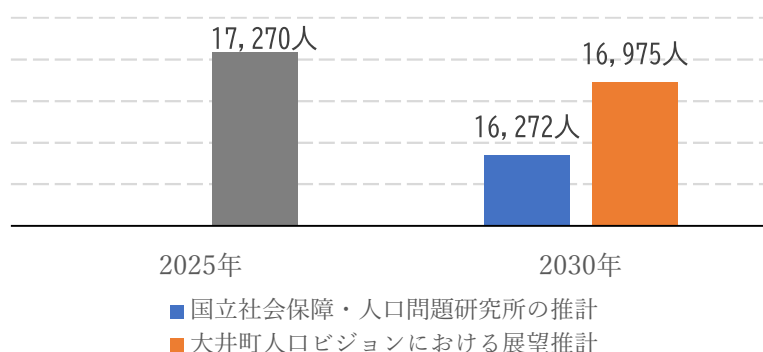
しかしながら、この先、人口減少や少子・高齢化がさらに進み、地域活動の担い手不足や安定した財源の確保が見通せないことにより、行政だけでは多様化する地域課題に対応することが厳しくなると予測されます。

こうした課題に対応するため、安定的な行財政運営を確保していくとともに、まちづくりを「自分事」として考え、町民・議会・行政それぞれの立場から知恵と力を出し合い、コミュニケーションを深めながら地域全体の「つながり」によって持続可能で活力あるまちづくりを推進していきます。

2. 基本指標

この基本構想の計画期間である2030年度の人口は、大井町人口ビジョンにおける「人口の将来展望」を目標人口として、およそ16,900人とします。

この将来展望は、現状の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」）ではなく、基本構想のもと、基本計画の各施策を推進し、現在の人口動態が2060年まで継続した場合の推計です。



※2025年は神奈川県人口統計調査における2025年1月1日現在の数値

3. まちづくりの方針

まちづくりの目標の達成に向けて、6つの柱のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

(1) 地域がつながり地域で育むまち

①協働

自治会などの地域活動を支援し、地域コミュニティの強化を図るとともに、人権の尊重や男女共同参画の推進に取り組みます。

また、町民との情報の共有を図り、町民・議会・行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域が一体となったまちづくりを進めます。

②教育

幼稚園、保育園の保育体制・環境の充実を図るとともに、確かな学力を身に付け、生命や人権を尊重する豊かな心を育む教育を、家庭、学校や地域と連携して取り組み、次代を担う子どもをみんなで育むまちづくりを進めます。

③文化

生涯学習や生涯スポーツの振興により、町民の生きがいつくりや健康づくり及び世代間交流を図るとともに、豊富な歴史資源や文化・伝統の継承を図り、地域の交流を通じて、本町に対する誇りや愛着が湧くようなまちづくりを進めます。

(2) みんなが笑顔になれるまち

①子育て

切れ目のない出産・子育ての支援などによる子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。

②健康

年齢を問わず町民が主体的に健康づくりをできるように取り組むとともに、生活習慣病予防や感染症予防などの健康の保持や増進に取り組み、町民みんなが健康・笑顔でいられるまちづくりを進めます。

③福祉

児童福祉、高齢者福祉や障がい者(児)福祉の充実に取り組むとともに、地域で支え合い、思いやりの心でふれあうまちづくりを進めます。

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

①安全・安心

地震や風水害などの災害、犯罪や交通事故等から町民の安全を守ることができるよう、行政だけでなく、地域における活動を推進します。

「自分の身は自分で守る」という「自助」を基本とし、地域で助け合う「共助」と地域でできないことは行政が支援する「公助」により、みんなで取り組む安全・安心のまちづくりを進めます。

（４）将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

①社会基盤

人口減少や少子・高齢化を見据え、道路や上下水道の維持及び整備を進めるとともに、公共交通網の利便性向上や公共施設の計画的な管理運営を図り、社会情勢の変化に応じた便利で住みやすいまちづくりを進めます。

②環 境

自然環境を保全し、地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用により環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。

また、緑地や公園の活用に努めるとともに環境教育を推進し、本町の財産である自然と調和したまちづくりを進めます。

（５）地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

①農業・商業・工業

農業の担い手の確保、農地の集積や農業生産基盤の整備を推進し、遊休農地の解消を図るとともに農業体験の機会提供や６次産業化に取り組みます。

また、商工業をはじめとする地場産業の振興と企業連携による雇用創出を図り、産業の活性化による活気があふれるまちづくりを進めます。

②観 光

農業・商業・工業が連携したイベントの開催や、近隣市町との連携による観光施策に取り組みます。

また、観光拠点の構築と本町の歴史や文化・伝統、自然環境を活かした観光戦略を推進することで、観光振興の恩恵が地域経済に寄与できる取り組みにつなげ、町内外の交流から活発なまちづくりを進めます。

（６）計画を実現できるまち

①行財政運営

安定した行財政運営をするため、限られた経営資源を有効活用するとともに、本計画における施策展開を基本にPDCAサイクルによる進捗管理及び進捗情報などの開示を行います。

また、本町のシティプロモーションを推進するとともに、デジタル化の進展に対応した行政サービスの提供を図るなど持続可能なまちづくりを進めます。

②広域行政

近隣市町と連携して広域的な行政課題や多様化する行政需要に対応し、住みよいまちづくりを進めます。

第3編 後期基本計画

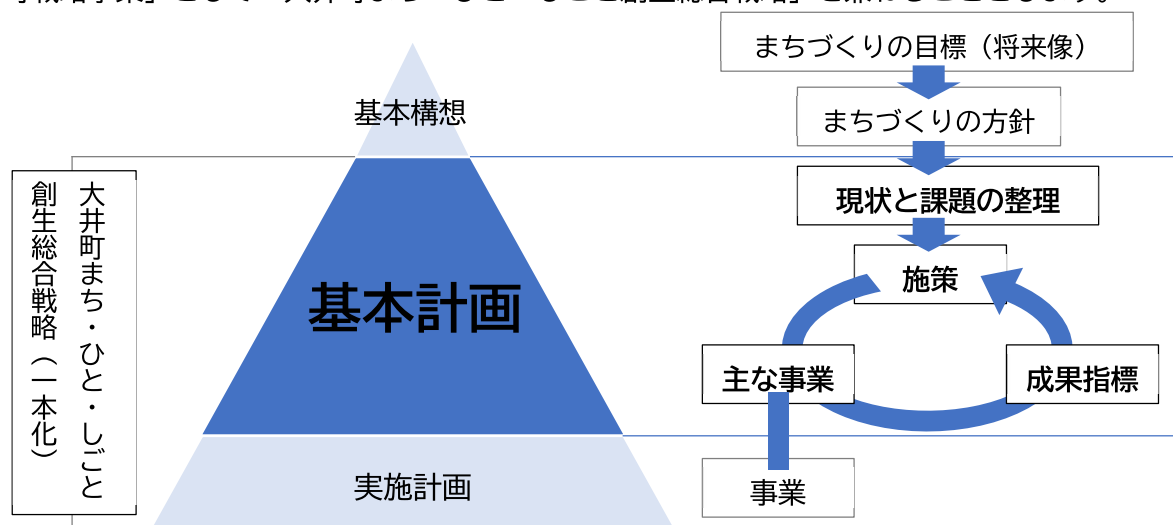
第1章 基本計画について

1. 基本計画の位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げた「まちづくりの目標(将来像)」とその達成に向けたまちづくりの方針の実現に向けて、行政が取り組む施策を体系的に示す計画「施策別計画」を示すものであり、施策の進捗管理にも活用します。

また、今後さらに進行が見込まれる人口減少、少子・高齢化に対応し、地域の特性を活かした特色あるまちづくりを推進していくため、基本計画における事業のうち特に重点的に取り組む事業については「大井町戦略事業」として「大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねることとします。



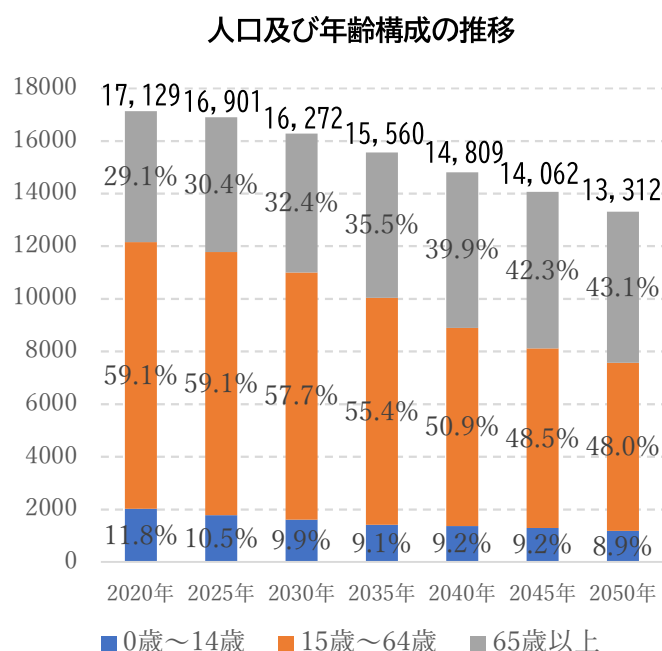
(2) 計画期間

基本計画は、前期と後期それぞれ5年間で構成し、後期基本計画は2026年度から2030年度までとします。

2. 人口フレーム

(1) 人口及び年齢構成の推移

本町の人口は2010年以降に減少傾向に転じており、このままの状態が続くと、2020年の人口約17,100人に対し、2050年には約13,300人まで減少し、2050年の人口の年齢構成は、年少人口（0～14歳）8.9%、生産年齢人口（15～64歳）48%、老年人口（65歳以上）43.1%で、少子・高齢化が進むと予測されています。（2025年以降の人口は推計値、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」）。

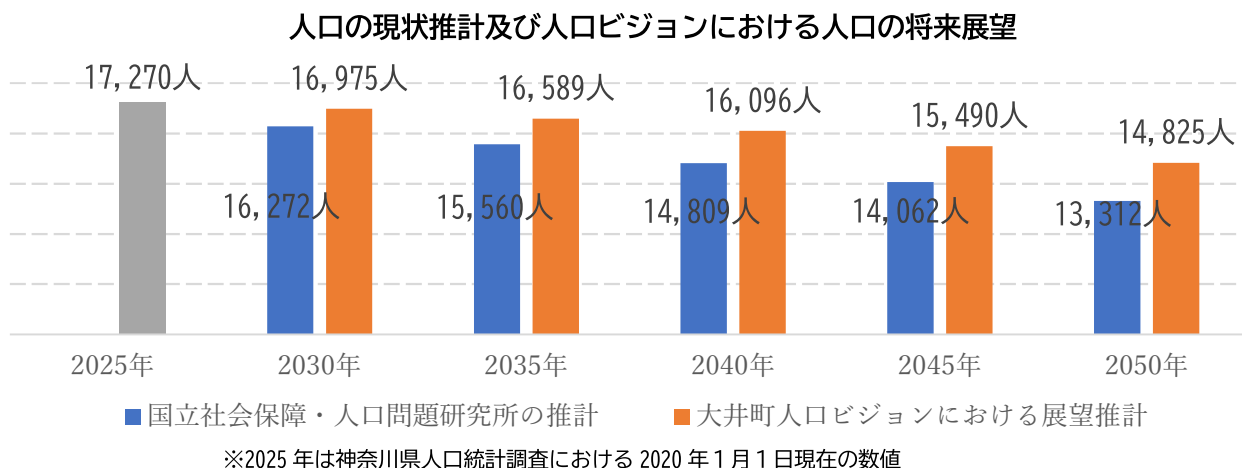


(2) 目標人口

大井町人口ビジョンにおける「人口の将来展望」を目標人口とします。

この将来展望は、現状の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」）ではなく、基本構想のもと、基本計画の各施策を推進し、現在の人口動態が2060年まで継続した場合の推計です。

後期基本計画期間においては、2030年の人口約16,900人を目標とします。



3. 計画の推進について

(1) 着実な施策展開

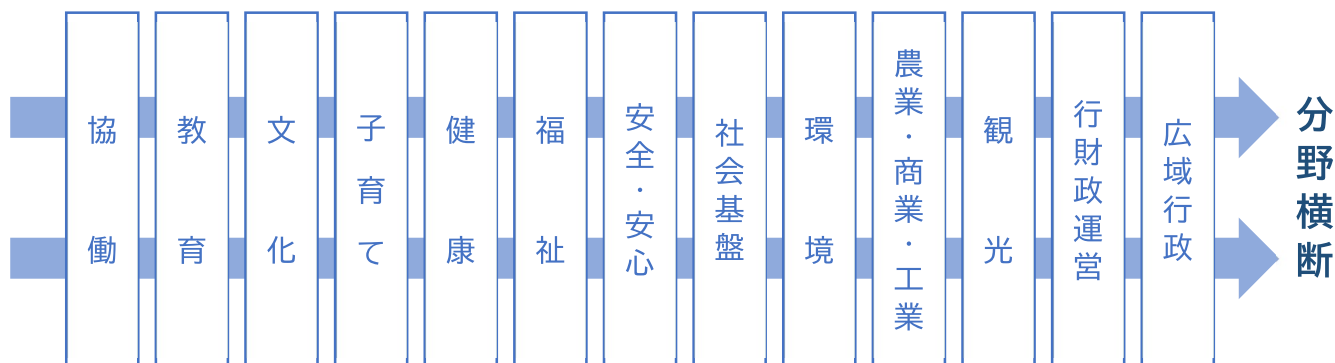
基本構想に掲げたまちづくりの目標（将来像）を達成するためには、まちづくりの方針に基づいた各施策を着実に推進することが必要です。そのため、本計画では施策ごとに成果指標を設定し、その達成に向け、施策を展開していきます。

また、人口減少や少子・高齢化だけでなく、気候変動（地球温暖化）に伴う台風、豪雨や酷暑などの自然災害の頻発化・激甚化や感染症危機等、新たな課題に対応していく必要があります。特に、後期基本計画においては更なる安全・安心対策や、デジタルトランスフォーメーション等の社会の潮流に対応しながら、各施策における「行政と町民の役割」のもと町民・行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域全体の「つながり」によって、まちづくりの目標（将来像）の達成に向けて取り組んでいけるような施策展開を図ります。

(2) 横断的な取り組み

地域課題は、複雑かつ多様化し、分野ごとの施策だけでは対応が難しくなっています。

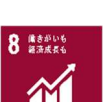
分野ごとの施策の推進に加え、複数の分野にまたがる課題やSDGsの達成に向けて、これまで以上に横断的に取り組んでいきます。



(3) SDGsを意識した取り組み

本町がこれまで取り組んできたまちづくりは、SDGsの理念や目標と一致しており、将来にわたって安心して暮らすためには、引き続き町民、議会、行政が一体となってSDGsを踏まえたまちづくりに取り組む必要があります。

基本計画における各施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち紐づくSDGsの目標を掲載しています。

	目 標		目 標
	①貧困 ●あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩不平等 ●各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓 ●飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪都市 ●包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	③保健 ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫生産・消費 ●持続可能な生産消費形態を確保する
	④教育 ●すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動 ●気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー ●ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海洋資源 ●持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥水・衛生 ●すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸上資源 ●陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギー ●すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和 ●持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧成長・雇用 ●包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰実施手段 ●持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨イノベーション ●強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

第2章 大井町戦略事業（第3期大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

1. 戦略事業とは

「戦略事業」は、基本構想に掲げたまちづくりの目標（将来像）を実現し、基本計画に掲げる目標人口を維持するとともに、今後さらに進行が見込まれる人口減少、少子・高齢化社会においても、地域の特性を活かした特色あるまちづくりを推進し、地方創生を成し遂げるため、後期基本計画の5年間に、特に重点的に取り組む施策を後期基本計画の中から選択します。

また、後期基本計画の施策の進行管理と合わせ、戦略事業の進行管理を行うため、戦略事業ごとに主な施策を包括する指標を設定します。

なお、本戦略事業は大井町における地方創生事業として、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標及び横断的目標や、地方創生2.0の基本姿勢及び視点を踏まえるとともに、施策の連続性を考慮し、前期基本計画の戦略事業における4つの柱を継承した「第3期大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとし、具体的な事業は、本計画及び実施計画で示します。

2. 戦略事業設定

大井町戦略事業

（1）誰もが輝ける協働社会構築プロジェクト

（2）誰もが安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりプロジェクト

（3）未来の大井町に向けた次世代支援プロジェクト

（4）地域特性を活かした産業創出・魅力発信プロジェクト

【基盤】デジタルトランスフォーメーションの推進



将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

3. 戦略事業

(1) 誰もが輝ける協働社会構築プロジェクト

人口減少・少子高齢化が進む中であっても、地域コミュニティを維持し、活力に溢れる魅力的な「大井町」をめざします。特に、高齢化の進行に対応し、高齢者が活躍できる場の創出や、年齢や立場に関わらず誰もが活躍し輝けるまちづくりを推進するため、既存施設の統廃合も含め、町民活動を支援する機能を備え、子どもから高齢者まで誰もが集い交流できる場の創出に向け、検討を進めていきます。

また、行政情報やイベント情報などの情報発信を積極的に行うとともに、町のイベント等における町民との連携、地域活動に対する支援、人材育成などを実施しながら、行政、事業者、地域が一体となって協働によるまちづくりに取り組みます。

■事業目標

指標	現状値	目標値
まちづくり活動に関心がある割合※	55.9% (2024 年)	65% (2029 年)

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「地域づくりやまちづくり活動に関心がありますか」の問いに「関心がある」及び「まあ関心がある」と回答する割合。

■戦略事業に紐づく主な基本計画における施策

情報の共有 【27 頁】
まちづくりへの町民参加 【30 頁】
人づくりの推進 【32 頁】
平等な社会の形成 【36 頁】
地域福祉 【60 頁】
高齢者福祉 【62 頁】
障がい者（児）福祉 【64 頁】



■施策に期待される効果（ゴール）

- ・地域の「つながり」が創出・強化され、人口減少・少子高齢化社会においても、「住み続けたい」という活力あるまちづくりが行われています。
- ・町民それぞれが自分らしく、誰もが輝けるまちづくりが実現されています。

■取り組みにより貢献できる主なSDGsの目標



(2) 誰もが安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりプロジェクト

近年激甚化している地震や風水害などの災害に備え、防災啓発、災害等へ備えた基盤整備を行うとともに、感染症危機にも備えた安全・安心で住みよいまちづくりをめざします。

また、再生可能エネルギー※の活用や、新たな地域公共交通のネットワークの形成により、上大井駅を中心とする交通結節点※を設定するとともに、町民サービスの向上をめざした情報化の推進に取り組めます。

■事業目標

指標	現状値	目標値
人口の社会増減	91 人 (2024 年)	400 人 (2026 年～2030 年累計)
大井町が住みよいと感じる割合※	62.8% (2024 年)	70% (2029 年)

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「大井町は、住みよいところですか」の問いに「住みよい」及び「まあ住みよい」と回答する割合。

■戦略事業に紐づく主な基本計画における施策

地域医療 【58 頁】
地域防災対策 【70 頁】
市街地の整備 【79 頁】
道路・水路 【82 頁】
地域公共交通 【88 頁】
脱炭素・循環型社会 【92 頁】
情報化の推進 【113 頁】



■施策に期待される効果（ゴール）

- ・「安全」・「安心」で誰もが暮らしやすく、“住みよい”まちづくりをめざします。
- ・環境負荷の少ない暮らしを通じて、地球環境を未来に「つないで」いきます。
- ・人々の暮らしの基盤となる公共交通の利便性が向上し、生活インフラへのアクセスが確保されています。

■取り組みにより貢献できる主なSDGsの目標



※再生可能エネルギー 再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・水力・地熱などの自然界に存する熱・バイオマス等のエネルギー源。非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもののこと。

※交通結節点 複数の異なる交通手段が接続・乗り換えできる場所のこと。

(3) 未来の大井町に向けた次世代支援プロジェクト

子育てしやすい環境を整備し、未来の大井町の次世代を担う子どもたちを健やかに育めるように、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対してワンストップで支援を行うとともに、ICT機器やデジタルツールの導入等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた教育・保育の整備・充実に取り組みます。また、児童の安全を考慮し、おい児童コミュニティクラブ※を大井小学校地内へ移転するとともに、保護者のニーズにも対応するため、大井第二幼稚園と大井保育園を単一施設とし、新たに幼保連携型認定こども園※を設けます。

■事業目標

指標	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.35 (2022 年)	1.36※ (2030 年)
【再掲】大井町が住みよいと感じる割合	62.8% (2024 年)	70% (2029 年)

※総合計画における目標人口達成のための目標値（大井町人口ビジョン引用）

■戦略事業に紐づく主な基本計画における施策

幼稚園教育 【38 頁】
保育園運営 【40 頁】
小・中学校教育 【42 頁】
子育て支援 【53 頁】



■施策に期待される効果（ゴール）

・安心して子育てができる環境と子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。

■取り組みにより貢献できる主なSDGsの目標



※児童コミュニティクラブ 放課後に保護者の就労などで家庭での保育が難しい小学校1～6年の児童を対象に、遊びや生活指導などをおして健全育成をするもの。

※幼保連携型認定こども園 幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能を合わせ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たすもの。

(4) 地域特性を活かした産業創出・魅力発信プロジェクト

相和地域の里山や酒匂川周辺の田園風景など、本町の地域特性である豊かな自然環境や多様な農作物を活かした6次産業化※や、大井町観光振興基本計画※により、おいゆめの里周辺を観光拠点として、交流体験事業の推進や観光産業の創出を図ります。また、「農ある暮らし」の推進に向け、町の魅力を広く発信するとともに、本町への誘客及び関係人口の創出につなげます。

■事業目標

指標	現状値	目標値
観光入込客数	365,079 人 (2024 年)	471,500 人 (2030 年)

■戦略事業に紐づく主な基本計画における施策

農業 【100 頁】
商業・工業 【103 頁】
観光 【106 頁】



■施策に期待される効果（ゴール）

- ・地域資源を活かした産業の取り組みが進み、町の魅力が町内外に発信されています。
- ・「大井町」の持つ魅力に気づき、発信し、“つないでいく” 町民が増えています。

■取り組みにより貢献できる主なSDGsの目標



※6次産業化 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざしている。

※大井町観光振興基本計画 観光を活性化するために策定する観光政策の基本的な方向性や具体的な施策を示した計画。

第3章 施策別計画

1. 施策別計画とは

「施策別計画」は、基本構想に掲げたまちづくりの目標（将来像）を達成するために示した「まちづくりの方針」の6つの柱とそれに紐づく分野に基づき取り組む施策を示したものです。

施策ごとの「現状と課題」、課題の解決に向けた「施策の方向」や施策の進捗状況を測るための「施策の目標」を設定しています。この目標による施策の進捗管理を行うことで、達成に向けた事業の見直しを行います。

2. 施策一覧

（1）地域がつながり地域で育むまち

① 協働

施策1	情報の共有	27
施策2	まちづくりへの町民参加	30
施策3	人づくりの推進	32
施策4	自治活動	34
施策5	平等な社会の形成	36

② 教育

施策1	幼稚園教育	38
施策2	保育園運営	40
施策3	小・中学校教育	42
施策4	青少年の育成	45

③ 文化

施策1	学習機会の充実	47
施策2	生涯スポーツ	49
施策3	文化財の保護と活用	51

（2）みんなが笑顔になれるまち

① 子育て

施策1	子育て支援	53
-----	-------	----

② 健康

施策1	健康づくり	56
施策2	地域医療	58

③ 福祉

施策1	地域福祉	60
施策2	高齢者福祉	62
施策3	障がい者（児）福祉	64
施策4	社会保障	66

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

施策1	消防・救急対策	68
施策2	地域防災対策	70
施策3	防犯対策	73
施策4	交通安全対策	75
施策5	消費生活	77

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

施策1	市街地の整備	79
施策2	道路・水路	82
施策3	上水道	84
施策4	下水道	86
施策5	地域公共交通	88
施策6	公共施設	90

② 環境

施策1	脱炭素・循環型社会	92
施策2	環境共生	94
施策3	生活衛生	96
施策4	公園・緑地	98

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

施策1	農業	100
施策2	商業・工業	103

② 観光

施策1	観光	106
-----	----	-----

(6) 計画を実現できるまち

① 行財政運営

施策1	行政運営	109
施策2	財政運営	111
施策3	情報化の推進	113

② 広域行政

施策1	広域行政	115
-----	------	-----

3. 施策別計画の見方

1 地域がつながり地域が育ちます

1

1 情報の共有

現状と課題

町民・議会・行政が連携・協力して協働のまちづくりを進めていくためには、大井町自治基本条例や大井町情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮をしながらも、まちづくりに関する情報を提供し、町民の意見やニーズを適切に受け止めていくことが大切です。

本町では、SNSなどの広報機能の充実を図り、町のホームページや広報紙とあわせて積極的な情報提供に努めるとともに、「町長とのふれあいミーティング」などの町政について話し合える場や、「わたしの提案・意見」などの仕組みにより、町民の意見やニーズの把握に努めてきました。

近年、スマートフォンの普及により、即時性・性に優れるSNSによる情報発信は、情報発信媒体として重要性が増しています。そのため、SNSの登録者数の確保に向けた取り組みを強化するとともに、情報発信のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、誰もが必要な情報を得やすい環境を構築していく必要があります。

また、少子高齢化の進行や生活様式の多様化など、社会情勢の変化により地域課題や町民ニーズはますます複雑化している中、これまで以上に町民ニーズを的確に把握し、施策へ反映させていくことが求められます。そのためにも、多様な世代と町政について話し合える場の確保が重要であり、これまでのような受動的な形式にとどまらず、より多くの参加を促す形で「町長とのふれあいミーティング」の場を充実させていく必要があります。

施策の方向

各公式SNSや広報のDX化を進め、誰もが情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、SNSを活用した意見聴取や多世代が参加しやすい対話の場を拡充することで、直接町民の意見を行う機会を充実させ、町民ニーズを的確に把握し施策への反映を図ります。

更には、町が保有する情報の透明性や公開性を高めます。

情報の発信（協働推進課）

各公式SNSによる広報機能の充実を図るとともに、広報紙、町ホームページや地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。また、各公式SNSやホームページ、広報紙を含め、広報のDX化を進め、誰もがアクセスしやすい環境を構築します。

3

町民ニーズの把握（協働推進課）

各SNSを活用した意見聴取を充実させるとともに、出張型の「町長とのふれあいミーティング」の実施など、町民と町とが町政について直接話し合える機会を充実させることで、幅広い層からの町民の意見やニーズを把握し、施策に反映できる仕組みを構築します。

情報公開の推進（総務課）

町民の知る権利を保障するとともに、守られる情報としての個人情報に配慮をした上で、情報公開条例に基づいた情報の公開を推進します。いつでも、たれでも、気軽に情報が共有できるように、行政情報の透明性・公開性を高めていきます。

①柱・分野・施策の番号と名称

上から順に、柱（大項目）、分野（中項目）、施策（小項目）の番号と名称を掲載しています。

②現状と課題

施策に関するこれまでの大井町における現状と、今後取り組む必要のある事項や課題を掲載しています。

③施策の方向

施策の課題を解決するため、必要な施策の方向を記載しています。また、基本計画における各施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち紐づくSDGsの目標を掲載しています。

施策の目標

④

指標	現状値（2024年度）	目標値（2030年度）
情報発信ツール数	7 個	9 個
ホームページアクセス数	185,005 回	240,000 回
SNS 等累計登録者数	6,138 人	10,000 人
町長とのふれあいミーティング の参加者数	25 人	100 人

施策における主な事業の展開と役割分担

⑤

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
町広報、町ホームページ及び SNS による情報発信			事業推進		
SNS（LINE 等）の登録促進に向 けた取り組み			事業推進		
広報おおいお知らせ版の再編	事業推進		事業完了		
メディアを活用した情報発信の 強化			事業推進		
出張型「町長とのふれあいミ ーティング」の実施			事業推進		
アプリ等の構築と町ホームペ ージ改修の検討			事業開始	事業推進	

行政と町民の役割

行政	情報の発信
	情報発信ツール数の増加
	SNS 登録者数の促進
	町民ニーズの把握と施策へつなげる
	透明性・公開性の高い情報開示
町民	SNS への登録
	情報の拡散
	意見やニーズの発信

※知る権利：民主主義社会における国民主権の基盤として、国が管理・保有している情報に国民が自由にアクセスすることのできる権利のこと。表現の自由の保障を定めた憲法21条が、知る権利の保障となっている。

④施策の目標

施策ごとに進捗状況を測るための指標と目標値を設定し掲載しています。この進捗状況に対する事業の評価・検証を行うことで、PDCA サイクルによる効率的・効果的な事業の構築につなげます。原則として現状値は2024年度、目標値は2030年度としています。

※新型コロナウイルスなどによる社会変化の影響を受ける場合があります。

⑤施策における主な事業の展開と役割分担

施策の目標の達成に向けた主な事業の実施時期と、施策推進・目標達成に向けて連携・協働して取り組むため、行政と町民の役割分担について掲載しています。

1 地域がつながり地域で育むまち

1 協働

1 情報の共有

現状と課題

町民・議会・行政が連携・協力して協働のまちづくりを進めていくためには、大井町自治基本条例や大井町情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮をしながらも、まちづくりに関する情報を提供し、町民の意見やニーズを適切に受け止めていくことが大切です。

本町では、SNSなどの広報機能の充実を図り、町のホームページや広報紙とあわせて積極的な情報提供に努めるとともに、「町長とのふれあいミーティング」などの町政について話し合える場や、「わたしの提案・意見」などの仕組みにより、町民の意見やニーズの把握に努めてきました。

近年、スマートフォンの普及により、即時性や拡散性に優れるSNSによる情報発信は、情報発信媒体として重要性が増しています。そのため、さらにSNSの登録者数の確保に向けた取り組みを強化するとともに、情報発信のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、誰もが必要な情報を得やすい環境を構築していく必要があります。

また、少子高齢化の進行や生活様式の多様化など、社会情勢の変化により地域課題や町民ニーズはますます複雑化している中、これまで以上に町民ニーズを的確に把握し、施策へ反映させていくことが求められます。そのためにも、多種多様な世代と町政について話し合える場の確保が重要であり、これまでのような受動的な形式にとどまらず、より多くの参加を促す形で「町長とのふれあいミーティング」の場を充実させていく必要があります。

施策の方向

各公式SNSや広報のDXを進め、誰もが情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、SNSを活用した意見聴取や多世代が参加しやすい対話の場を拡充することで、直接町民の意見を伺う機会を充実させ、町民ニーズを的確に把握し施策への反映を図ります。

更には、町が保有する情報の透明性や公開性を高めます。

情報の発信（協働推進課）

各公式SNSによる広報機能の充実を図るとともに、広報紙、町ホームページや地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。また、各公式SNSやホームページ、広報紙を含め、広報のDXを進め、誰もがアクセスしやすい環境を整備します。



町民ニーズの把握（協働推進課）

各SNSを活用した意見聴取を充実させるとともに、出張型の「町長とのふれあいミーティング」の実施など、町民と町とが町政について直接話し合える機会を充実させることで、幅広い層からの町民の意見やニーズを把握し、施策に反映できる仕組みを構築します。



情報公開の推進（総務課）

町民の知る権利※を保障するとともに、守られる情報としての個人情報に配慮をした上で、情報公開条例に基づいた情報の公開を推進します。いつでも、だれでも、気軽に情報が共有できるように、行政情報の透明性・公開性を高めていきます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
情報発信ツール数	7 個	9 個
ホームページアクセス数	185,000 回	240,000 回
SNS 等累計登録者数	6,138 人	10,000 人
町長とのふれあいミーティングの参加者数	25 人	100 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
町広報、町ホームページ及び SNS による情報発信	事業推進				
SNS（LINE 等）の登録促進に向けた取り組み	事業推進				
広報おおいお知らせ版の再編	事業推進		事業完了		
メディアを活用した情報発信の強化	事業推進				
出張型「町長とのふれあいミーティング」の実施	事業推進				
アプリ等の構築と町ホームページ改修の検討			事業開始	事業推進	

行政と町民の役割

行政	情報の発信
	情報発信ツール数の増加
	S N S 登録者数の促進
	町民ニーズを把握し施策へつなげる
	透明性・公開性の高い情報開示
町民	S N S への登録
	情報の拡散
	意見やニーズの発信

※知る権利 民主主義社会における国民主権の基盤として、国が管理・保有している情報に国民が自由に接することができる権利のこと。表現の自由の保障を定めた憲法 21 条が、知る権利の保障となっている。

1 地域がつながり地域で育むまち

1 協働

2 まちづくりへの町民参加

現状と課題

少子高齢化の進行や人口減少など社会経済情勢は大きく変化するとともに、地域課題は多様化し、行政だけでまちづくりを進めていくことは困難な状況です。こうした中、地域の活力の向上及び持続的発展の観点から、地域における創意工夫と多様な人材の創造力を活用した自主的かつ自立的な取り組みを推進することが重要です。そのため、地域の活動団体や町民と行政の適切な連携のもと、町民の主体性を活かした協働のまちづくりを進める必要があります。

施策の方向

協働のまちづくりを推進するため、おいまちSDGsパートナー制度を運用し、地域の活動団体や町民の自主的かつ自立的な取り組みをサポートするとともに、まちづくりに一人でも多くの町民が関わる環境づくりを推進します。

地域活動を行う団体の育成強化・連携（協働推進課）

年齢や立場に関わらず、多様な人々が地域活動に参画し、活躍できる仕組みを構築するため、地域活動団体と、地域活動への参加意欲を持つ多様な人材による情報交換会やワークショップを開催し、団体の育成・強化を推進します。あわせて、地域活動のさらなる促進に向けて、ニーズに応じた補助制度の見直しも行います。

また、町民活動を支援する機能を整備し、子どもから高齢者まで誰もが集い、交流できる場の創出に向けた検討を進めます。



SDGsパートナー制度の運用（協働推進課）

町とSDGsパートナーが、それぞれの有する資源や知見等を活かし、共通の目標や本町の地域課題に向けて連携し、SDGsの普及啓発を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024年度）	目標値（2030年度）
町民団体の新規事業 立ち上げ件数（累計）	3件	6件
町助成制度の活用件数	1件	6件
ワークショップ参加団体数	0団体	5団体
SDGsパートナー登録数	42団体	52団体

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
町助成事業等の見直しと活用	事業推進				
協働パートナーの育成を強化するためのワークショップ等の開催	事業推進				
町民活動サポートセンター設置に向けた検討	事業推進				

行政と町民の役割

行政	助成事業の充実
	協働パートナーの育成強化
	町民活動サポートセンター設置に向けた検討
町民	助成事業の活用
	地域活動への参加

1 地域がつながり地域で育むまち

1 協働

3 人づくりの推進

現状と課題

社会情勢の変化により地域の人間関係や連帯感の希薄化が進み、自治会の加入率の減少など、地域の関わりの中で人づくりを推進していく機会が少なくなっています。このような状況の中、地域において世代間の交流の機会や次代を担う人づくりに関わる場を提供し、積極的な参加を促すとともに、地域活動を継続・発展させていく必要があります。

施策の方向

人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりをめざすとともに、地域社会に貢献できる町民の育成とその周知を図ります。

世代間の交流と次代を担う人づくりの促進（生涯学習課）

地域において世代間の交流の機会と次代を担う人づくりに関わる場をつくり、広く町民に働きかけていくとともに、地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識の向上、社会規範の習得ができるような体制づくりを促進します。



人材の発掘と育成（生涯学習課）

町民が主体となってまちづくりを推進できるよう、地域のために自らの経験や知識を提供する人材ボランティアの登録、活用を図るとともに、指導者として地域の様々な場面で活躍できる人づくりの促進に努めます。また、町広報紙やホームページ、SNS等を活用し、その周知を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
地域人材を活用した事業 実施回数	14 回	20 回
学びおおいサポーター名簿の 登録者数	24 人	28 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
人づくりや世代間交流に関わる 事業の推進	事業推進				
学びおおいサポーター 登録制度の推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	人づくりや世代間交流の機会づくり
	地域活動に関わる人材の紹介
	学びおおいサポーターの活躍の場を創出
町民	事業への参加
	人材の活用
	サポーターへの登録

4 自治活動

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行による自治会加入率の低下により、自治会役員の負担が増大し、更に自治会加入率の低下が進んでいます。その結果、自治会活動の衰退や地域の連帯意識の希薄化が懸念されています。また高齢者の脱会や転入者の未加入など、地域ごとに異なる課題も見られます。こうした状況に対応するため、自治会間の情報共有を促進するとともに、行政が地域の意見や課題を的確に把握できる仕組みを充実させ、地域の実情に応じた柔軟な支援策を講じることが求められています。

施策の方向

自治会組織の育成と自治活動における負担軽減を図ることで、自治会が地域の実情に応じた創意工夫を発揮できる環境を整備し、あらゆる世代にとって魅力ある自治活動を展開していきます。これにより、自治会加入率の向上や地域の連帯意識の醸成につなげます。あわせて自治会間や行政との情報共有の機会を設けるとともに、自治会担当職員制度の活用により、地域の実情に即した支援策の充実を図ります。また、地域活動の拠点となる集会施設の整備支援についても拡充を進めます。

自治活動の支援（協働推進課）

自治会と連携し、自治会組織の育成と自治活動における役員等の負担軽減を図るとともに、自治会長同士の意見交換会等を開催し、地域の実情に応じた自治活動への支援と活性化を推進します。また、町民が積極的に自治活動に参加できるような地域コミュニティづくりを進め、自治会加入率の維持、向上に努めます。



自治活動拠点の整備支援（協働推進課）

自治会からの要望に基づき、自治活動の拠点となる集会施設の建替えや改修の支援を行います。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
自治会加入率	67%	68%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
自治活動の支援	事業推進				
自治活動拠点の整備支援	事業推進				

行政と町民の役割

行政	自治会活動の支援
	自治活動拠点の整備支援
	自治会担当職員制度の運用
町民	自治会活動の積極的参加
	自治活動拠点の整備

1 地域がつながり地域で育むまち

1 協働

5 平等な社会の形成

現状と課題

誰でも平等に社会に参加して、喜びや生きがいを実感しながら生きていきたいと願っています。真に豊かな社会とは、人権が保障され、一人ひとりの人格が受け入れられる社会と考えられます。しかし、児童、障がい者、高齢者、配偶者、性的マイノリティの方、困難な問題を抱える女性などへの虐待、暴力、いじめ、各種ハラスメント※、差別など、人権侵害となる問題が後を絶ちません。また、人権啓発活動が定番化しており、新たな形での啓発活動を検討する必要があります。

施策の方向

児童、障がい者、高齢者、配偶者、性的マイノリティの方などへの虐待、暴力、いじめ、各種ハラスメント、差別、困難な問題を抱える女性などに関する相談体制を整えるとともに、人権擁護体制の整備や人権教育を推進、男女共同参画への意識啓発、多文化共生への対応、女性の社会参画、性的マイノリティへの理解促進を図ります。

また、これまでとは違う視点や啓発方法なども取り入れ、人権の尊重を難しく捉えることなく、より身近なものとして考えられるような啓発を行います。

人権の尊重（協働推進課）

町民が人権について関心を持てるようなこれまでとは違う視点での啓発活動や教育を推進し、お互いを認め合う、心のふれあうまちをめざします。また、人権を守るため、人権侵害に関する相談窓口を引き続き設置します。



男女共同参画社会の推進（協働推進課）

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けてこれまでとは違う視点での意識啓発を図ります。

児童、障がい者、高齢者、配偶者、性的マイノリティの方などへの虐待、暴力、いじめ、各種ハラスメント、差別、困難な問題を抱える女性などに関する相談体制を整えます。



パートナーシップ宣誓制度の推進（協働推進課）

多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会の実現のため、大井町パートナーシップ宣誓制度を運用するとともに、更なる制度の充実を検討します。また、利用者の負担軽減や利便性の向上を図るため、引き続き広域連携を目指します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
人権街頭キャンペーン参加人数	600 人	600 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
人権尊重意識の啓発	事業推進				

行政と町民の役割

行政	人権尊重意識の啓発
	相談窓口の設置
町民	人権尊重意識の向上
	講演会への参加
	相談窓口の活用

※ハラスメント ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの。

1 地域がつながり地域で育むまち

2 教育

1 幼稚園教育

現状と課題

年々、支援を必要とする子どもが増えている現状がありますが、相談できる専門機関が少ない中、子育てに関する悩みなどについては、園・家庭・地域・行政の教育的な役割が重要です。また、幼児期における教育・保育の重要性を認識し、学校・家庭・地域・行政が一層の連携を図る必要があります。

幼稚園、保育園、小・中学校の連携を強化し、交流活動の充実や、支援が必要な子どもに関する情報共有を行うことで、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を強めることが求められます。さらに、社会の変化に伴い、ICT機器やデジタルツールを活用した教育や研修、家庭との連携を進めていく必要があります。

施策の方向

ICT機器やデジタルツールを導入し、幼稚園・家庭・地域・行政の一層の連携を図るとともに、幼稚園と小学校の連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

幼児教育の充実（教育総務課）

子どもが様々な活動や集団生活を経験し、自ら学ぶ力を育ていけるよう、幼稚園・家庭・地域の連携を進めていきます。

また、小学校との異学年交流や多様な世代間交流を行い、幼稚園から小学校への教育が円滑に行われるよう、関係機関との情報を共有し協力、連携を進めていきます。

研修会や研究会などの機会を通じて、教員の資質の向上と幼児の心身の発達に応じた適切な教育課程の編成に努めます。



幼稚園運営の推進（教育総務課）

急速な少子高齢化の進行、家庭及び地域など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼稚園の運営を推進します。



幼保連携型認定こども園の整備（子育て健康課・教育総務課）

こどもを取り巻く環境の変化や保護者のニーズに対応するため、大井第二幼稚園と大井保育園を単一施設とし、新たに幼保連携型認定こども園を設けます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
幼稚園・保育園・小学校の連携事業の促進（連携事業の実施）	15 回	15 回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
幼稚園・保育園・小学校の連携事業	事業推進				
幼保連携型認定こども園の整備	事業推進				

行政と町民の役割

行政	幼稚園・保育園・小学校の連携事業の実施
町民	幼稚園・保育園・小学校の連携事業への参加

1 地域がつながり地域で育むまち

2 教育

2 保育園運営

現状と課題

社会情勢や雇用形態の変化、女性の就業率の上昇などに伴い、保育所利用希望者が増加していることから、利用者のニーズに対応した保育サービスを提供できる体制づくりが求められています。

また、子育てと就労の両立を支援するため、保育体制と内容の充実を図る必要があります。

施策の方向

保護者のニーズに対応した子育て支援を実施するとともに、より質の高い保育所運営を推進します。

保育体制・内容の充実（子育て健康課）

増え続ける保育ニーズに対応するため、保育士確保のための支援を行い、また、特定地域型保育事業所の誘致を検討します。



【再掲】幼保連携型認定こども園の整備（子育て健康課・教育総務課）

子どもを取り巻く環境の変化や保護者のニーズに対応するため、大井第二幼稚園と大井保育園を単一施設とし、新たに幼保連携型認定こども園を設けます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
待機児童数	2 人	0 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
保育体制の充実 （施設整備事業）	事業推進				
保育内容の充実	事業推進				
【再掲】 幼保連携型 認定こども園の整備	事業推進				

行政と町民の役割

行政	施設整備事業の実施
町民	民間企業による保育事業への参入（企業・団体）

1 地域がつながり地域で育むまち

2 教育

3 小・中学校教育

現状と課題

本町では、地域との連携・協力を深めながら、地域の特性を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた学校づくりなどを進め、個性と人間性豊かな児童・生徒の育成に努めてきました。

また、支援を必要としている子どもに適正な教育支援を行うため就学相談の充実を図り、互いに理解し認め合う社会性・思いやりの心を育む教育、いじめや不登校等の問題に対応する教育相談等に努めてきました。

今後、さらなる少子化の進行、情報社会の進展、急激なグローバル化と価値観やライフスタイルの多様化等、変化の激しい社会において、子どもを取り巻く環境も大きく変化・多様化してきているため、将来を担う子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した“生きる力”をより一層育む教育と社会の変化に応じた教育の推進を図る必要があります。また、学校給食を通じて食育を推進するとともに、給食の提供に支障をきたさぬように施設の管理を行う必要があります。

施策の方向

社会の変化に柔軟に対応しながら、学校教育の充実を図るとともに、ICTを含む教育環境の整備・充実を推進します。

教育活動の充実（教育総務課）

幼稚園教育要領※や小・中学校学習指導要領※に基づき、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力の向上を重視するとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努めます。また、組織的な授業改善を推進することで、学校教育の質の向上と教育課程の充実を図ります。



情報教育の推進（教育総務課）

ネットワークの整備やその他の情報機器の整備など、必要とされる要素が多く存在するなか、適正に整備を行うことで学びを保障する必要があります。デジタル化に向けたツールの導入に向けた検討を進めます。また、情報モラルについての必要性がより高くなっていることから、継続して実施する必要がありますが、常に最新の情報と町の特性を踏まえた情報モラルの教育をしていきます。



支援教育の充実（教育総務課）

障がいなどの有無に関わらず、いじめ、不登校など配慮を必要とする子どもに対して、きめ細かく対応するために適切な支援を行うとともに、共生社会の実現に向けインクルーシブ教育※の推進に努めます。



教育環境の整備・充実（教育総務課）

計画的に施設や設備の改修を行い、長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。
また、今後の幼稚園・小学校の運営のあり方について検討します。



幼稚園、保育園、小中学校連携の充実（教育総務課）

子どもの資質・能力を育むために、各校種における連携のとれた教育課程の編成に努めるとともに、校種間における資質・能力のつながりに関する理解と情報交換を推進することで、それぞれの円滑な接続に努めます。



学校給食の提供と食育の推進（学校給食センター）

安全安心な給食の提供と、食材と生産者のつながりに関心を持ってもらうため地場産食材を活用するとともに、学校給食を通じて食育を推進します。

また、給食の提供に支障をきたさぬよう、老朽化した設備や備品などを更新するとともに保護者負担軽減のための補助を行います。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
学校教育の質の向上 （校内研究会の実施）	49 回	50 回
I C T環境の充実 （校務支援システムの更新）	校務支援システム（サーバ） 小中学校 1 台ずつ	校務支援システム 4 校すべてクラウド化
【再掲】幼稚園・保育園 ・小学校の連携事業の促進 （連携事業の実地）	15 回	15 回
地場産野菜の使用率（重量）	18.2%	30%
神奈川県産米の使用月数	1 か月	2 か月
給食時間等の幼稚園や学校への 訪問回数	51 回	55 回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
学力向上支援事業	事業推進				
I C T 環境整備	事業推進				
幼稚園・保育園・小学校の連携事業	事業推進				
地場産食材の活用	事業推進				
給食を通じた食育の推進	事業推進				
給食センター施設管理と備品等の更新	事業推進				

行政と町民の役割

行政	幼稚園・保育園・小中学校の連携事業の実施
町民	幼稚園・保育園・小中学校の連携事業への参加

※幼稚園教育要領 幼稚園の教育課程に関する基準であり、明確な教育内容の目標となる基準として定めたもの。

※学習指導要領 全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として文部科学省で定めた要領のこと。

※インクルーシブ教育 英名：inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

1 地域がつながり地域で育むまち

2 教育

4 青少年の育成

現状と課題

近年の情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このような情報化の進展は、生活に豊かさをもたらしている一方で、青少年の健全な育成に有害な情報も多く、非行や犯罪につながる危険性もあります。

青少年の健全育成の重要性について、町民一人ひとりの認識を深め、家庭、学校、地域などが連携し、地域全体が協力して取り組んでいく必要があります。

本町ではこれまで、地域の各種団体との連携のもと、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や長期休暇中の夜間パトロールの実施などに努めてきました。

また、青少年の体験活動を積極的に促し、集団活動を通じて連帯感を深めるとともに、助け合いの精神を養うことができるキャンプやスキーによる交流、英語体験研修、洋上体験研修を開催してきました。

今後も様々な活動や行事のさらなる充実を図りながら、青少年の健やかな成長の実現に向け、地域全体が協力して取り組んでいく必要があります。

施策の方向

社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、家庭・学校・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。

健全な青少年の育成（生涯学習課）

情報化の進展でSNSなどを通じて不特定多数の人との交流により非行や犯罪につながる危険を防止するため、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や夜間パトロールなどを実施することで、地域全体で青少年を守り支え育てていきます。



青少年の体験活動の提供（生涯学習課）

学校や学年が異なる子どもたちが、様々な体験活動を通じて、自発的な行動やコミュニケーション能力、発想力などを養う事業を実施していきます。また、次世代の地域の担い手を育成していきます。

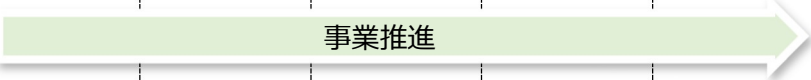


施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
青少年健全育成事業の参加人数	4,027 人	4,050 人
青少年の体験活動事業の参加率	92%	94%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
青少年事業の推進					

行政と町民の役割

行政	青少年指導員協議会及び地区青少年育成会への支援
	社会環境浄化活動の推進
	ジュニアリーダーの育成
	野外体験事業の開催
町民	野外体験事業への参加
	地域行事への参加

1 地域がつながり地域で育むまち

3 文化

1 学習機会の充実

現状と課題

一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて文化やスポーツ、芸能活動、趣味、ボランティア活動、読書活動などから生きがいを見出し、生き生きと楽しく生涯を通じて学んでいくことが求められています。

本町では、一人ひとりが、ともに学び、ともに活動することで学習機会の充実と地域の交流を図っています。

今後も、学習機会の提供、自主的な学習の支援、地域に根ざした学習環境づくりを推進し、子どもから高齢者までが地域に親しみ、ともに学習できる場の提供を推進するとともに、各種手続きの電子化など、時代に合わせた利用者のニーズに対応していく必要があります。

施策の方向

町民が地域に親しみ、ともに学習できる場を提供するため、学習活動への支援や学習基盤の整備及び地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

学習機会の提供（生涯学習課）

大井町生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、いつでも学習できる場や情報の提供を推進するとともに、各施設の窓口や町広報紙、町ホームページなど各種広報媒体を効果的に活用し、各種講座や教室などの情報を提供します。

また、町民が安全に安心して利用できるよう施設の整備と適正な維持管理を推進し、効率的な運営を図ります。



自主的な学習支援（生涯学習課）

町民の多様なニーズに応じた各種講座・教室などを開催し、学習意欲の向上を図るとともに、町民が主体となって自主的に企画・運営する講座・教室の開催を支援します。

また、読書活動を推進するとともに、各種団体との連携を強化し、生涯学習の各分野におけるリーダーの育成など、活発な学習活動を推進します。



地域に根ざした学習環境づくり（生涯学習課）

地域に関心を持ち、地域の良さを学ぶ機会の充実を図り、地域に根ざした学習環境づくりを推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
生涯学習センターの年間利用率	31.5%	34%
そうわ会館の年間利用率	16.6%	20.8%
図書館利用登録者数（人）	5,772 人	8,000 人
図書貸出冊数（冊/日）	254 冊	300 冊
教室等の開催回数（生涯学習センター事業・図書事業）	26 回	28 回
出前講座実施回数	70 回	90 回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
生涯学習活動の充実と 機会の提供	事業推進				
町民による主体的な 講座・教室の開催	事業推進				
地域や園、学校のニーズに 即した出前講座の実施	事業推進				

行政と町民の役割

行政	生涯学習活動機会の提供
	図書館事業の提供
	各種教室の開催及び出前講座の提供
町民	生涯学習活動への参加
	図書館の利用
	夏休み期間を利用した各種教室（サマーチャレンジ）への参加
	各教室の参加、出前講座の申込

1 地域がつながり地域で育むまち

3 文化

2 生涯スポーツ

現状と課題

近年、未病※改善促進のためのスポーツ習慣化など、健康づくりへの関心が高まっています。本町では、町民の健康増進、地域交流の場の提供、競技力向上を目的に、町内団体と協力して各種スポーツ大会や教室を開催するとともに、学校体育施設の開放、ニュースポーツの普及などスポーツ振興に取り組んできました。

また、各種大会や教室について、誰もが気軽にいつでも申し込みができるよう、時代に合わせたニーズに対応していく必要があります。

今後も、スポーツ振興を通じて町民の健康増進、地域交流の場の提供、競技力向上を図る必要があります。

施策の方向

町民ニーズを反映したスポーツ拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成を通じて、町民の健康増進、地域交流の場の提供、競技力向上を推進します。

生涯スポーツ活動の充実（生涯学習課）

町民ニーズを踏まえながら、子どもから高齢者まで気軽に参加できるスポーツ活動の機会を提供するとともに、スポーツ団体の育成と支援を通じて地域に根ざしたスポーツ環境づくりを推進し、スポーツ人口の増加を図ります。

また、県などが主催する大会へ積極的に参加するとともに、指導者の育成と選手が活躍できる環境づくりに努め、競技力の向上を図ります。



スポーツ施設の充実（生涯学習課）

多くの町民が有効かつ効率的にスポーツ施設を利用し、健康づくりの場となるよう、各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、体育施設の開放を引き続き実施します。

総合体育館については、大規模改修を行い、施設の長寿命化と環境整備を進めるとともに、適切な管理、運営に努め、利用者の利便性、施設の利用率の向上などを図ります。

指定管理者制度※を導入した山田総合グラウンドについては、引き続き適切な管理、運営方法のあり方を検討し、施設利用率の向上を図るとともに、改修に向けた検討を行っていきます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
スポーツ大会及び教室への参加者数	650 人	700 人
スポーツ大会派遣人数	220 人	240 人
総合体育館利用者数	72,622 人	75,000 人
山田総合グラウンドの利用者数	18,671 人	19,200 人
学校体育施設利用者数	43,789 人	45,000 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
スポーツ大会及び教室の開催	事業推進				
スポーツ大会への参加	事業推進				
総合体育館の開放	事業推進				
総合体育館の大規模改修工事の実施	事業完了				
学校体育施設の開放	事業推進				

行政と町民の役割

行政	運動の場の提供（出前講座・ニュースポーツ講習会）
	スポーツ施設の適正管理
	総合体育館大規模改修工事の実施
町民	健康づくりへの関心
	各種スポーツ大会や教室への参加
	運動施設の活用

※未病 東洋医学の概念の中にある言葉で、健康と病気の状態のこと。病気になる前に「未病」を改善することで、病気を防ぐことにつながる。

※指定管理者制度 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003 年 9 月に設けられた制度。

1 地域がつながり地域で育むまち

3 文化

3 文化財の保護と活用

現状と課題

本町には、土偶形容器や往生要集といった国指定重要文化財※をはじめ、多くの有形・無形文化財があります。近年、町民がそれらに親しむ機会が少なくなっていますが、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進するとともに、町の資源としての文化財を適正に保護、管理し、活用していく必要があります。

施策の方向

文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習などへの活用を推進します。

文化財の保護と活用（生涯学習課）

文化財を保護しつつそれらを紹介するホームページや冊子を充実させるとともに、案内板などの整備等を行うことで、文化財に親しみ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
文化財保護に対する 助成件数	15 件	15 件
文化財を活用した事業件数	2 件	5 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
文化財事業の推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	文化財保護委員による適正な保存と活用の検討
	重要文化財に対する維持管理にかかる助成
	文化財の活用方法の検討
	文化財及び郷土史の啓発と支援
町民	文化財啓発事業への参加
	郷土歴史事業への参加

※重要文化財 日本の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のうち、文化財保護法に基づき登録されたもの。国は重要文化財に対して、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。

2 みんなが笑顔になれるまち

1 子育て

1 子育て支援

現状と課題

近年、核家族化やひとり親世帯の増加を背景に、子育てに対する不安や負担感が増大しているため、保育や子育て支援サービスへの要望は多様化しています。安心して妊娠、出産、子育てができるように、妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うなど、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行う必要があります。また、子育てに関する不安や負担感を軽減・解消するため、健康相談や育児相談のほか子育て支援の充実を図る必要があります。

「こども基本法」に基づき、「第3期大井町子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、個々の課題への着実な対応が求められています。

施策の方向

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大などに対応するため、こども家庭センター※の運営を充実させ、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対し、ワンストップ拠点として総合的に支援していきます。また、母子保健から児童福祉へ連携することで、児童虐待の早期発見や防止対策を強化していきます。

現在、高校生までが対象となっている子どもの医療費について、引き続き助成を行っていきます。

老朽化する公立施設については、施設の更新、統廃合を含め早急に方向性を決定します。

現在小学校6年生までが対象となっている放課後児童クラブ※について、待機児童が出ないように充実を図るとともに、移転に向けた整備を図ります。

子育てへの支援（子育て健康課）

育児相談や親子の交流促進の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進することで、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える支援拠点を目指します。

また、地域で相互援助活動を行うファミリーサポートセンターを充実させるため、広報紙などにより普及啓発を行い、支援会員の増員を図ります。



母子保健事業の充実（子育て健康課）

こども家庭センターにおいて、安心して子どもを産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを継続的に相談しやすい体制や環境を整備します。また、引き続き保護者が安心して育児を行えるよう、乳幼児健康診査や育児教室などにおける知識の普及や相談の充実を図り、支援していきます。

また、子どもの健康問題についての取り組みを強化し、次代を担う若い世代の健全な育成を支えていくため、大井町子どもの健康づくりネットワーク推進協議会のもと、引き続き関係機関とのネットワークの充実を図り、思春期保健や支援の必要な子どもへのフォローアップを充実させます。



子どもの医療、手当制度の実施（子育て健康課）

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するため、国・県の補助基準を考慮しつつ、子どもの医療の助成及び手当制度や、第3子以降を出産された方への出産祝い金の支給を継続的に実施します。



放課後児童健全育成の推進（子育て健康課）

保護者の就労などにより放課後留守家庭になる小学生を対象に、放課後及び長期休業期間の一定時間を預かり、児童に適切な遊びや生活の場を提供することで児童の健全育成と安全確保を図っていきます。

また、おい児童コミュニティクラブの老朽化及びニーズに対応するため、大井小学校地内へ移転することで児童の安全性の向上を図ります。



虐待防止対策の充実（子育て健康課）

乳幼児全戸訪問事業や養育支援訪問事業において、児童虐待防止の視点を強化し、早期に発見して適切な支援活動を行うとともに、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐことを目的として、地域の育児支援機関につなげていきます。

また、こども家庭センター業務の1つである大井町要保護児童対策地域協議会※のもと、関係機関などとネットワーク体制を構築した上で、福祉関係者にとどまらず保健、医療、教育、警察、民生委員児童委員等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の未然防止に努めます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
子育て支援センター 施設利用者数	7,000 人	8,000 人
要保護児童対策地域協議会の 開催	5 回	5 回
放課後児童クラブの待機児童数	14 人（2024 年 4 月 1 日現在）	0 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
子育て支援センターの老朽化に伴う対応（移転を含む）	事業推進				
要保護児童対策地域協議会の開催	事業推進				
放課後児童健全育成の推進	事業推進				
おいおい児童コミュニティクラブの移転	事業推進（設計・施行）				

行政と町民の役割

行政	子育て家庭の交流の場や、育児中のリフレッシュの場の提供
	イベントによる親子遊びのきっかけづくり
	要保護家庭などへの個別支援
	小学生の放課後預かりの実施
町民	乳幼児健康診査や育児教室への参加
	こども家庭センターや子育て支援センターの利用
	子育てに関する情報収集、拡散
	子育てサークルの立ち上げ、運営

※こども家庭センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊娠から就園まで、妊産婦、乳幼児、子育て世帯等に対して支援を行う場所のこと。

※放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

※大井町要保護児童対策地域協議会 児童福祉法（昭和22年法律164号）第25条に基づく、虐待などから保護や支援を要する要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための法定協議会のこと。要保護児童等に関し、関係者間で守秘義務を負う中で情報交換と支援の協議を行う機関。

1 健康づくり

現状と課題

近年の健康志向の高まりなどにより、健康づくりに関する個人の知識や認識は改善されていますが、実際に健康的な生活習慣に向けて行動変容する方は多くない状況です。そのような中、誰もが生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、体験型の健康づくり教室や食生活改善事業、各種健（検）診事業や予防接種事業などを実施し、町民の健康づくりを推進してきました。

また、県とともに「未病改善」の取り組みを推進するため、身近な場所で気軽に自身の健康チェックを行うことができる「未病センターおおい（いきいき・おおい・健康ステーション）」を運営してきました。

今後は、相和地区に位置する、「未病」に関する情報発信及び地域活性化の拠点施設「未病バレーBIOTOPIA(ビオトピア)」や関係機関と連携し、年齢やニーズに応じた健康づくりの推進及び「未病改善」の取り組みを充実させることが求められます。

施策の方向

大井町健康増進計画・食育推進計画に基づき、誰もが生涯を通じて健康な生活を送れるように、栄養や運動、心の健康などの健康づくりに関する普及啓発を行うとともに、健康教育等の実施や未病センターを活用した事業、地域の支援者の育成を実施することで、町民の行動変容につなげていきます。事業の推進にあたっては、「未病バレーBIOTOPIA(ビオトピア)」や関係機関との連携も検討していきます。

また、生活習慣病や感染症を予防するため、各種健（検）診の受診率や予防接種の接種率を上げるための取り組みを充実させていきます。

健康づくりの推進（子育て健康課）

大井町健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康づくりや未病改善に関する普及啓発や取り組みを推進し、地域の支援者を育成することで、町民の行動変容につなげるとともに、事業の推進にあたっては、「未病バレーBIOTOPIA(ビオトピア)」や関係機関との連携を図ります。

また、感染症対策として、予防接種法※に基づく各種予防接種を実施します。



生活習慣病予防の強化（子育て健康課）

生活習慣の改善や健康診査及びがん検診などに関する普及啓発を促進し、健（検）診受診率や保健指導の参加率を向上させ、病気の早期発見や重症化予防につなげます。また、高齢者を対象に健康づくりの取り組みを推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
健康づくり事業参加者数	1,007 人	1,200 人
未病センターおおいの利用者数	739 人	1,000 人
特定健康診査受診率	32%（速報値）	43%
高齢者健康診査受診率	29.98%	35%
麻疹風疹混合予防接種 （2 期）接種率	86%	90%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
健康に関する取り組みの実施	事業推進				
未病センターおおいの運営	事業推進				
予防接種事業の実施	事業推進				

行政と町民の役割

行政	健康づくり事業及び予防接種事業の実施
	未病センターを活用した事業展開
	感染症対策事業の実施
町民	健康づくり（未病改善）の実施、未病センターの利用
	感染症対策の実施、予防接種の受診
	未病バレーBIOTOPIA(ビオトピア)との連携（企業・団体）
	健康づくりに関するインセンティブ制度への参加（企業・団体）
	日常生活における感染対策（手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底など）

※**予防接種法** 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とされた法律のこと。麻疹、結核、インフルエンザ等の伝染病に対して予防接種を努力義務と定め、併せて助成、健康被害発生時の補償等を定めている。

2 地域医療

現状と課題

健康で安心して生活をするためには、いつでも必要な医療が受けられる体制を整備することが重要です。そのため、休日診療については、足柄上地区休日急患診療所が中心的役割を担い、夜間診療については、県西地区において救急医療に係わる広域的な医療体制を確立しています。今後も安心して医療を受けられるよう、疾病の予防から早期発見、早期治療及び終末期医療まで、適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供される体制を確保することが大切です。

また、新型コロナウイルスや大規模災害などに備えて、医療救護活動を迅速に行える体制づくりが必要です。

施策の方向

地域の医療機関と広域的な大規模病院との連携を強化し、診療体制の充実を図ります。

また、大井町地域防災計画※等に基づき、関係機関との連携を図りながら、災害時等における医療救護体制の整備・充実を図ります。

医療体制の充実（子育て健康課）

町民がいつでも安心して医療を受けられるようにSNSなどを活用した医療情報の発信を行うとともに、関係医療機関と連携を図り、持続可能な地域医療体制づくりを促進します。

また、災害時に医療救護活動が円滑にできるように医療救護体制の整備・充実を図るとともに、傷病者や被災者ケアのため、職員の知識の習得及び対応マニュアルの作成について検討を行います。併せて、新型コロナウイルスが発生した際に、国や県などの関係機関と連携して対応できるよう、所要の準備を進めます。



施策の目標

指標	現状値（2024年度）	目標値（2030年度）
医療連携会議の開催・出席数	5回	6回
医療情報の発信回数	6回	6回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
医療関係機関との連携強化	事業推進				
医療に関する情報発信の充実	事業推進				

行政と町民の役割

行政	医療連携会議の開催
	医療関係機関との連携強化
	医療情報の発信
	感染予防対策物品の備蓄等
町民	情報の拡散

※大井町地域防災計画 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大井町防災会議が作成する計画のこと。
大井町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する対策を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目的としている。

2 みんなが笑顔になれるまち

3 福祉

1 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化によって、地域や家族のつながりがますます希薄になっています。増大し続ける福祉サービス需要に対し、従前の制度やサービスでは十分な対応が望めなくなっています。そこで、公的なサービスと地域活動の効果的な役割分担と協働のあり方が模索されています。地域の方々が抱える多様な生活課題へ対応していくためには、地域の人々のつながりが大きな鍵となります。今後は、自立自助の精神の醸成と相互扶助の仕組みづくりが重要となります。

施策の方向

孤立することなくその人らしい生活を送ることができる地域社会をつくりあげていくためには、「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いさまの関係で支え合う土壌が必要となります。みんなが安心感と生きがいを持って日々の生活を送ることができるように、地域の方々、地域活動団体、関係機関などと連携して、包括的な支援体制の整備を推進していきます。

地域福祉を担う人づくり（福祉課）

住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実、地域での支え合い活動の促進などに取り組みます。



支え合いのきずなづくり（福祉課）

住民が主体的に活動できる仕組みづくりや多様な職種、機関、地域との連携・協力の促進、活動の場のバリアフリー化を推進します。



安心して暮らせるまちづくり（福祉課）

包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくりをめざします。また、生活困窮世帯の早期発見に努めるとともに、権利擁護の充実を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
生活支援体制整備推進協議体※ の開催	3 回	3 回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
地域の支え合い活動の推進	事業推進				
地域の見守り活動の ネットワーク化	事業推進				
きめ細かな相談の充実	事業推進				

行政と町民の役割

行政	包括的な支援体制の整備
町民	身近な支え合い活動の推進

※生活支援体制整備推進協議体 2015 年 4 月の介護保険制度改正により開始された生活支援体制整備事業における地域での組織体制のこと。市町村の日常生活圏域ごとに協議体を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるもの。

2 高齢者福祉

現状と課題

本町の高齢化率は、2030 以降上昇し、2040 では 35.0%まで上昇すると見込まれており介護サービスの需要もますます増加すると見込まれます。年齢別要介護（支援）認定者数をみると 85 歳以上で要介護（支援）認定者数が全体の5割を占めているため、85 歳を元気に迎えるとともに、その先の介護予防をいかに取り組むかが重要になります。そのため、高齢者が生きがいを持って活躍できるよう社会参加の促進を図るとともに、地域包括ケアシステム※の充実や適切な介護サービスの提供などにより、高齢者が安心して自立した生活を送り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう取り組みを進めていく必要があります。

施策の方向

高齢者が生きがいを持って活躍できるよう社会参加の促進を図るとともに、地域包括ケアシステム※の充実や適切な介護サービスの提供などにより、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を開始することで、高齢者の健康状態・フレイルの状態・生活状況の包括的な把握に努めます。

高齢者の社会参加への支援（福祉課）

高齢者が地域活動や就業を通じて社会との関わりを持ち、自立と活力ある生活を送れるよう、自治会におけるサロン活動、老人クラブなどの交流の場及びシルバー人材センターへの支援を行います。



地域支援事業の推進（福祉課）

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの充実や地域で高齢者を支える仕組みづくりの推進に取り組みます。



介護保険の適正な運営（福祉課）

認定審査や介護給付費の適正化、提供するサービスの質の向上、あるいは負担の公平性の確保や低所得者対策などに取り組むことにより、介護保険制度の適正な運営に努めます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
要支援・要介護認定率	14.7%	19%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
高齢者団体への支援	事業推進				
地域包括支援センターの運営	事業推進				
介護保険事業計画の改定及び推進	8 期計画 推進 計画 改定	9 期計画 開始	計画推進		計画 改定 10 期計画 開始 計画 改定

行政と町民の役割

行政	地域の主体的な取り組みへの支援
町民	地域による支え合いの推進

※地域包括ケアシステム 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

2 みんなが笑顔になれるまち

3 福祉

3 障がい者（児）福祉

現状と課題

核家族化の進行にみられる一人暮らしの障がい者の自立生活への援助、自然災害時における避難支援や避難所での生活支援の対応など、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対し、今まで以上に、障がいに対する正しい理解を深めるとともに、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

今後は、サービス受給を必要とする対象者の増加に伴い、事業費の継続的な増大が予想されますが、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切なサービスの周知を図り適切な利用を促進します。また、障がいのある人に関する相談内容は多種多様であり、その関わりは長期に及ぶこともあるため、専門性のある職員による相談支援体制の充実が求められます。

施策の方向

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるまちづくりを図ることが重要です。障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を増やし、それらを通じて互いの違いや特性を理解しながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

障がいの理解と交流の推進（福祉課）

障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人を地域で支えあう意識の醸成に努めます。また、障がいのある人との交流等を通じて差別や偏見をなくし、障がいへの配慮が行き届き、障がいの有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。



地域生活支援の充実（福祉課）

障がいの種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、各種障害福祉サービスや意思疎通支援サービスなどの質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。



自立支援給付等の充実（福祉課）

障害者総合支援法※に基づき、在宅または施設で暮らす障がいのある人それぞれが必要とするサービスを適切に受けられるよう、障害支援区分認定、サービスの支給決定などを適切に行います。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
障害者自立支援給付費の適切な支給	383,920 千円	693,000 千円
補装具費の適切な支給	3,960 千円	6,360 千円

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
相談体制の充実	事業推進				
介護給付・訓練等給付の充実	事業推進				
障がい児通所支援の充実	事業推進				

行政と町民の役割

行政	障がい福祉サービスに関する情報の量と質を充実
	相談支援体制の充実
町民	障がい者（児）に対する深い理解や関心

※障害者総合支援法 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で制定された法律のこと。

2 みんなが笑顔になれるまち

3 福祉

4 社会保障

現状と課題

全国的な少子高齢化の進行や、他の医療保険制度への移行者の増加に伴い、国民健康保険の被保険者数が減少している一方、医療の高度化などにより、一人当たりの医療費や保険税の負担は年々増加傾向にあります。そのため、今後も町民が安心して医療を受けられるように、保険者機能の強化を図るとともに、保険財政の更なる健全化に努める必要があります。

また、勤労者の生活の安定と向上を図るために経済的な支援を行うことや、住宅困窮者の生活支援のために町営住宅を適正に管理する必要があります。

施策の方向

安定した国民健康保険の運営を推進するとともに、特定健康診査の実施等により、町民の健康保持を推進します。

また、勤労者への融資制度などによる支援や住宅困窮者への住宅を確保し、良好な居住環境の維持のため建物の補修等を行います。

国民健康保険の適正な運営（町民課）

神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会と連携し、適正な制度運用に努めるとともに、保険財政の健全化のため、保険税収納率の向上や医療費適正化の推進を図ります。

また、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした特定健康診査や人間ドック受検費用の助成を実施し、町民の健康保持を推進します。



勤労者への支援（地域振興課）

勤労者の生活の安定を図るため、住宅資金の利子補助や一時的な生活資金の貸付等を関係金融機関と連携し、実施します。



町営住宅の適切な運営（福祉課）

住宅困窮者への住宅を確保し、良好な住環境維持を図ります。

また、建物の老朽化に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減に努めます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
現年分収納率 （国民健康保険税）	95.8%	96%
滞納繰越分収納率 （国民健康保険税）	18.5%	20%
後発医薬品（ジェネリック 医薬品）の使用割合	84.3%	87%
【再掲】特定健康診査受診率	32%（速報値）	43%
住宅困窮者への 町営住宅入居の推進	19／22（空き部屋 3 戸）	22／22（空き部屋 0 戸）

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
保険税収納率向上対策の推進	事業推進				
医療費適正化の推進	事業推進				
保健事業の充実・強化	事業推進				
町営住宅入居募集	事業推進				

行政と町民の役割

行政	保険財政の健全化
	勤労者の生活安定の保障
町民	健康の保持増進
	保障制度の活用

3 みんなで取り組む安全・安心のまち

1 安全・安心

1 消防・救急対策

現状と課題

火災発生時に円滑な消防活動が可能となるよう、消防水利などの消防施設や消防団をはじめとする消防組織の充実を計画的に図るとともに、火災予防意識の高揚を目的とした防火キャンペーンなどの消防対策を進めています。今後は、町民の大切な生命と財産を火災から守ることを念頭に消防団のあり方を検証し、団員の確保と消防機能の維持に努める必要があります。

また、救急対策については、引き続き小田原市消防本部との連携を図りながら、救急医療体制を強化充実させていくことが求められています。

施策の方向

小田原市消防本部との連携強化と消防機能の維持に努めます。また、関係機関と連携し救急医療体制を強化するとともに、災害時に適切な対応が可能な環境づくりを推進します。

消防体制の維持と消防施設の充実（防災安全課）

小田原市消防本部と消防団との連携を強化するとともに、消防団のあり方を検証することで団員の確保と消防団の機能の維持に努めます。また、消防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新を計画的に実施することにより、消防施設の充実を図ります。



防火意識の高揚（防災安全課）

消防団による広報活動や火災予防運動などを実施することで、町民の防火意識の高揚を図ります。



救急医療体制の強化（防災安全課・子育て健康課）

小田原市消防本部や医療機関との連携を強化することで、救急体制や災害時の医療救護体制を整備します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
消防団員充足率	69.23%	75%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
消防団 P R 事業の充実	事業推進				
消防団のあり方検証事業の実施	事業推進				

行政と町民の役割

行政	広報やホームページなどを活用した消防団の P R
	防火広報の実施
町民	火災予防の習慣付け

3 みんなで取り組む安全・安心のまち

1 安全・安心

2 地域防災対策

現状と課題

近年、地震や風雨による災害が、全国的に過去にない頻度で発生しています。特に風水害においては、様々な被害想定が現実となることを、多くの災害事例で目の当たりにしてきました。

こうした災害に対し、本町ではこれまでも過去の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しやハザードマップ※の作成、防災に関する訓練・研修・講座などの計画実施等を通じ地域防災対策を推進してきました。

また、止めることが出来ない自然災害に対しては、いかに減災を図っていくかという考え方が重要であるため、今後も災害に強い地域社会をめざし、町、防災関係機関はもとより、全ての町民の協働による地域防災の取り組みを、さらに強固なものにしていく必要があります。

施策の方向

防災体制や施設の充実など、実効性のある防災対策を推進するとともに、「自助・共助・公助」が連携した災害に強いコミュニティづくりを町ぐるみで推進します。

地域防災計画の推進（防災安全課）

地域防災計画に基づき、地震災害や風水害に対する防災体制の強化を図ります。また、各対策計画の推進に当たっては、災害教訓や訓練結果の検証を踏まえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策により、災害に強いまちづくりを推進していきます。



地域防災体制の充実（防災安全課）

地域防災力の強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織※活動を支援するとともに、自主防災組織リーダー等研修会などの防災研修事業を実施するとともに、防災士活動の普及促進・活動支援などを通じ、地域防災のリーダー育成を推進します。

また、県と連携のもと、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を進めます。



防災意識の高揚（防災安全課）

ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやあんしんメールなど様々なメディアでの情報発信に努めるとともに、動画サイトを活用した分かりやすい解説を行います。また、自主防災組織リーダー等に対する研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう多種多様な防災啓発を図っていきます。さらに、具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図っていきます。



災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備（防災安全課）

受援機能を有した新たな防災備蓄倉庫を基軸に、受援体制の強化とともに各種応援協定等による支援の確保を図ります。

また、災害発生に備え、食料・生活用品・資機材などのほか、近年の災害の経験から発生した新たなニーズに基づいた備蓄品の充実を図ります。



要配慮者支援体制の整備（防災安全課・福祉課）

心身機能や意思疎通などに困難を伴うことが予想される要配慮者に対する災害時の安全確保、避難行動やその後の避難生活について、関係機関と連携し、支援体制を整備します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
自主防災組織リーダー等の育成 のべ人数	300 人	900 人
防災出前講座参加のべ人数	1,500 人	4,500 人
防災訓練（実動人員※）参加人数	2,500 人	3,000 人

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
自主防災組織リーダー等の育成	事業推進				
防災士資格取得支援事業の継続	事業推進				
総合防災訓練の実施	事業推進				
あらゆる情報伝達手段を用いた防災意識の高揚	事業推進				

行政と町民の役割

行政	積極的な防災情報の発信
	自主防災組織の育成と支援
	公的備蓄の整備
町民	常時携行品・非常持出品・備蓄品の準備
	防災に関する情報の収集

※ハザードマップ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

※自主防災組織 地域住民が自主的に結成する災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域の組織のこと。

※実動人員 安否確認訓練を除く自治会館等における訓練に参加した実人員数。

3 みんなで取り組む安全・安心のまち

1 安全・安心

3 防犯対策

現状と課題

町内の犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者を狙った振り込め詐欺は依然として発生している状況です。

本町では、防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）をはじめとする地域防犯活動の拡充を図っています。今後も、警察などの関係機関や防犯協会、自主防犯組織等との連携のもと、より一層、地域ぐるみで犯罪の未然防止に努めていく必要があります。

施策の方向

関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアなど、地域が一体となった防犯体制の充実を図るとともに、防犯施設の整備と高齢者の振り込め詐欺対策を推進していきます。

防犯対策と防犯施設の充実（防災安全課）

自主的な防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）の活動支援など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、にこにこパトロール隊の高齢化問題に対して、広報紙等で周知を行い若年層の入隊を促進します。

また、町内に防犯灯の設置や防犯カメラの機能向上を推進し、町民の体感治安の向上に努めるとともに、高齢者の振り込め詐欺被害の未然防止策を講じます。



防犯意識の高揚（防災安全課）

出前講座などの啓発活動を実施し、町民の防犯意識の高揚を図ります。警察から情報提供があった場合は、様々な媒体を活用し、町民に対して情報を発信します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
にこにこパトロール隊 入隊者数	115 人	160 人
あんしんメール登録件数	3,604 件	4,300 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
にこにこパトロール隊入隊促進 P R の強化	事業推進				
防犯カメラの機能強化	事業推進				
あんしんメール利用促進 P R の 継続	事業推進				

行政と町民の役割

行政	にこにこパトロール隊の活動支援
	防犯カメラの機能強化
	防犯啓発活動や防犯広報による情報発信
町民	防犯に関する情報の収集

3 みんなで取り組む安全・安心のまち

1 安全・安心

4 交通安全対策

現状と課題

町内の交通事故件数は増加傾向にあり、神奈川県の高齢者交通事故多発地域の指定を受けるなど、高齢者が関係する事故の割合が高い状況です。

2016年度より児童・生徒の通学時の安全を守るため、保護者・学校・警察・行政が協働で通学路の交通危険箇所の点検を開始し、交通危険箇所の改善に努めています。

また、見通しの悪い交差点などへのカーブミラーの設置・注意喚起看板の設置等により、交通事故の未然防止を図っています。

交通安全教室や自転車の安全な乗り方教室を実施し、園児・児童の交通ルールの遵守やマナーの向上、交通安全意識のさらなる高揚を図るとともに、安全な交通環境を確保し、地域・学校・警察などの関係機関や団体と連携しながら、総合的な交通安全対策を推進していく必要があります。

施策の方向

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動の実施や交通安全の学習機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の未然防止に努めます。

交通安全意識の高揚（防災安全課）

地域・学校・警察などの関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、出前講座、広報紙、ホームページ、SNSの活用など、様々な機会や媒体を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全の学習機会を充実し、交通ルールの遵守やマナーの向上を図ります。



交通安全施設の整備（防災安全課）

カーブミラーの設置・管理や横断歩道などの設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
町内在住の高齢者が 関係する事故件数	20 件	0 件
町内における交通事故死亡者数	0 件	0 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
街頭キャンペーン・ 交通安全講話・呼びかけの実施	事業推進				
園児・児童への交通安全教室の 実施	事業推進				
交通安全設備の整備	事業推進				

行政と町民の役割

行政	交通危険個所の点検
	交通安全啓発事業の実施
	交通安全設備の設置要望
	交通指導隊の活動支援
町民	交通ルールへの遵守
	交通危険個所の対策要望

3 みんなで取り組む安全・安心のまち

1 安全・安心

5 消費生活

現状と課題

近年の消費生活トラブルなどは、2004 年をピークに一旦減少に転じたものの、高水準で推移しており、悪質な訪問販売だけでなく、情報通信技術の発展や情報通信機器の普及に伴う消費生活トラブルなど多種多様化しています。

詐欺的な手口に関する相談が多く、高齢者の相談割合は増加傾向にありますが、最近はインターネットを介したオンラインゲームやネット通販、副業などによる若年層の消費者トラブルも増加し、高齢者だけでなく、若年層への消費者教育の必要性も高まっています。

本町では、町民が安全で安心な消費生活を送れるよう、「南足柄市消費生活センター」を中心に相談体制の充実を図り、消費者トラブルなどに対応しています。

今後も、総合的な見地から消費者トラブルなどの未然防止と、より良い解決策を得られるよう適切な情報の収集・提供に努め、消費者が安全で豊かな消費生活を安心して営むことができるよう意識啓発活動の充実を図るとともに、消費者一人ひとりが自立した意識を持ち、消費生活の向上を図る必要があります。

施策の方向

消費者が安心して、消費生活を営むことができるよう消費者教育の推進と相談体制の充実、相談窓口の積極的な周知を図ります。また、町民の意見やニーズを受け止め、町政に活かし、協働のまちづくりを推進します。

消費者の保護（防災安全課）

町民が自らの判断により消費者トラブルから身を守り、安全で豊かな消費生活を安心して営むことができるよう消費者教育を推進します。

また、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。関係機関との連携のもと、適切な情報の収集を行い、情報提供について様々な媒体を活用し、意識啓発活動の充実を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
町民における詐欺被害件数	2 件	0 件
【再掲】あんしんメール 登録件数	3,604 件	4,300 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
消費生活講話の実施	事業推進				
相談窓口周知の強化	事業推進				
あんしんメール利用促進 PRの継続	事業推進				

行政と町民の役割

行政	消費者保護に関する情報発信
	啓発活動の実施
町民	相談窓口の利用
	消費者保護に関する情報の収集

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

1 市街地の整備

現状と課題

本町では、「おい都市マスタープラン※」を基本指針として、市街地と酒匂川沿いなどの田園地域からなる「平坦部地域」と、緑豊かな自然と集落からなる「丘陵部地域」それぞれの地域特性を活かしながら、恵まれた自然環境と調和した秩序ある土地利用の実現をめざして、まちづくりを推進しています。

自然豊かな本町では、景観を保全し、自然環境と住環境が調和したまちづくりを推進するとともに、自然災害への対応力を強化する必要があります。

また、高齢化や人口減少に伴って増加することが想定される空家等の適正管理や利活用を促す必要があります。

施策の方向

良好な市街地の整備を促進し、地域の特性に応じた景観や住環境のバランスがとれたまちづくりを町民・議会・行政が一体となって推進するとともに、近年危惧されている大規模地震や大雨などによる災害発生に備えて、都市防災機能の向上を図ります。

また、人口減少や少子・高齢化に対応した、快適で持続可能なまちづくりをめざし、増加することが想定される空家等について対策を講じます。

災害に強いまちづくり（都市整備課）

大規模地震や大雨などによる災害の発生に備えて、引き続き道水路の整備を行います。

また、建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。



景観の保全（都市整備課）

恵まれた自然景観を保全するとともに、市街地における都市景観の形成を推進します。



地域特性に配慮した住環境整備（都市整備課）

それぞれの地域特性や課題に応じて、人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画などの適切な運用及び活用した都市づくりを推進します。

また、大井中央地区については、隣接する役場周辺との連携を図りながら、町の中心市街地としてふさわしい街並みの形成に取り組みます。



にぎわいのある拠点の形成（企画財政課・都市整備課）

「未病バレー BIOTOPIA（ビオトピア）」については、地区計画に基づき、緑豊かな環境の保全や周辺地域と調和した市街地形成を図ります。

また、未病関連産業の集積などをはじめ、地域の活性化に寄与するにぎわいのある拠点の形成への誘導を図ります。



空家等の適正管理と利活用の促進（企画財政課）

空家の適正管理と利活用を促進するため、実態把握に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、必要な対策を講じ、利活用可能な空家については、有効な情報提供に努めます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
管理が十分ではない空家の件数	39 件	20 件
耐震関係の補助を行った件数	14 件	44 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
建築物（木造住宅）の耐震化の促進	事業推進				
地区計画の活用	事業推進				

行政と町民の役割

行政	耐震関係補助制度の運用
	空家の適正管理・利活用に係る情報の発信
町民	ブロック塀等の適正管理
	段差ブロックの撤去及び切り下げ工事の実施
	庭木や生垣等の適正な管理
	空家の適正管理
	空家情報の提供

※おい都市マスタープラン 2016 年 3 月に策定された、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。町の総合計画に即し、概ね 20 年後の町のあるべき姿や都市づくりの方針を定めている。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

2 道路・水路

現状と課題

県道秦野大井「篠窪バイパス」が開通し、「都市計画道路金子開成和田河原線」が神奈川県による整備が進んでいることに加え、「未病バレーBIOTOPIA（ビオトピア）」の整備も進んでいることから、町内の交通情勢も変化していくものと想定されます。こうしたことを受け、特に山田地内の町道については、地域間のみならず都市間をも結ぶ幹線道路として、交通量が増加傾向にあります。

一方、生活道路である町道については、交差点の改良やバリアフリーに配慮した道路及び歩道の整備など、町民が安全に通行できるよう計画的な整備を推進するとともに、供用開始から長期間経過している橋りょうや道路施設などについては、老朽化による損傷が進んできていることから、計画的に道路施設の長寿命化を促進し、安全に利用できる道路空間を確保する必要があります。

また、異常気象により年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害が見込まれるため、ＪＲ御殿場線と交差する排水施設の雨水排水対策を推進するとともに、排水施設を適切に維持管理する必要があります。

施策の方向

「都市計画道路金子開成和田河原線」は、引き続き早期完成を推進するとともに、地域間を結ぶ山田地内の町道４号線については今後ますます交通量の増加が見込まれることから、交通安全対策等について調査・研究を進めます。

さらに、全ての町民が安心して安全に通行できる生活道路の整備や計画的な点検や修繕を行うとともに、豪雨などによる被害を軽減するための流下能力の確保を推進します。

また、快適な道水路環境を継続的に維持するためには、町民との協働による維持管理が重要となります。

幹線道路の整備（都市整備課）

「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保、起点交差点の改良を行うなど、早期完成を推進します。

地域間を結ぶ山田地内の町道４号線は、今後見込まれる交通量の増加に対して道路利用者が安全で快適に通行できるよう、安全対策について調査・研究を行います。



道路・水路の整備（都市整備課）

道路及び交差点の改良や歩道の整備などにより、交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安全に安心して利用できる道路の整備を図るとともに、ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進めます。

また、年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路を整備するとともに、ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、鉄道事業者と協議を進めます。



道路・水路の維持管理（都市整備課）

老朽化した橋りょうや道路施設などについては、定期的な点検によって損傷状態を把握し、計画的な修繕を行うことで道路施設の長寿命化を促進します。

また、排水施設については、開発に伴う雨水排水対策を推進するとともに、既存の排水施設内に堆積した土砂等を撤去するなどして流下能力の回復を図り、溢水等による被害を軽減します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
都市計画道路金子開成和田河原線の早期完成の推進	40%	100%
主要路線町道における老朽化した舗装の計画的な修繕の推進	0%	32%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
都市計画道路 金子開成和田河原線の 早期完成の推進	事業推進 事業完了				
主要路線町道における老朽化した舗装の計画的な修繕の推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	道水路の整備、維持管理
町民	道水路整備における協力
	草刈りや側溝清掃などの維持管理

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

3 上水道

現状と課題

水道事業は、1966 年度に町営簡易水道として始まり、その後、統合や拡張事業を行い 1999 年 4 月から全町域へ給水しています。事業開始より約 60 年が経過し、計画的かつ効果的な施設の更新に努めてまいりました。今後も安定した水の供給を図るため、老朽化対策とともに耐震化対策を計画的に実施していく必要があります。

また、人口減少や節水機器の普及により給水量の減少傾向が続いている中、給水量に対応した水道事業の健全な経営を維持するため、広域化や共同化を検討する必要があります。

施策の方向

水の安定供給のため、老朽化した施設等の更新・耐震化を図ります。

また、経営の健全化に努めます。

水質の保全（生活環境課）

安全で安定した水を供給するため、水質検査計画に基づき水質検査を実施するとともに、水源地周辺における土地利用による土壌や地下水位などの変化について監視していきます。



施設設備の更新及び耐震化（生活環境課）

水の安定供給を図るため、水道施設更新計画に基づき施設等の更新・耐震化を推進します。



経営の効率化・健全化（生活環境課）

水道事業運営に係わる経営戦略に基づき、適正な料金の検討を行うとともに、計画的な漏水調査や設備の点検などにより有収率※の向上に努め、広域化や共同化も視野に入れ、より一層の経営の効率化、健全化を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
給水の有収率	89.2%	90%
管路の耐震適合率	15%	16%
経常収支比率※	118%	105%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
漏水調査及び修繕の実施	事業推進				
施設更新事業の推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	安心・安全な水道水の安定供給
町民	水道水の利用促進

※有収率 有効水量（メーターを通過した水量）を配水量（配水池で配られた水量）で除したもの。

※経常収支比率 給水収益や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

4 下水道

現状と課題

公共下水道事業は、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の向上をめざし、下水道の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ってきました。

今後は、老朽化していく下水道施設について、計画的に修繕・改築などを行っていくことが必要です。

経営においても、持続的に安定した下水道サービスを提供できるよう、財政の健全化に努めていくことが必要です。

施策の方向

未普及地域への整備を推進するとともに、既存施設の適正な管理、長寿命化、耐震化などを目的として計画的な修繕及び改築を実施します。また、独立採算制の原則に基づき経営の健全化に努めます。

計画的な整備（生活環境課）

公共下水道の未普及地域への整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。



計画的な修繕・改築（生活環境課）

定期的に管路施設の点検・調査を実施するとともに、計画的かつ効率的に修繕・改築等を推進することにより、不明水※の侵入や道路陥没などの防止を図ります。



持続的に安定した経営の推進（生活環境課）

独立採算制の原則に基づき、適正な使用料水準の検討を定期的に行うとともに、経費節減など効率的な経営を実施します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
水洗化率	96.6%	97%
汚水の有収率※	79.7%	85%
経費回収率※	71.1%	85%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
公共下水道施設の修繕・改築等の推進	事業推進				
経営の健全化	事業推進				

行政と町民の役割

行政	公共水域の水質改善
町民	下水道接続への協力

※不明水 下水のうち有収汚水以外のものであり、地下水、直接浸入水などからなるもの。地下水、直接浸入水及びその他（有収外汚水等）で構成され、地下水は常時浸入地下水と雨天時浸入地下水に分けられる。

※汚水の有収率 有効水量（水道メーターを通過した水量）を汚水量（処理場に流した汚水量）で除したものの。

※経費回収率 使用料で回収すべき経費を使用料でどの程度賄えているかを表す指標のこと。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

5 地域公共交通

現状と課題

本町の公共交通は、鉄道（JR 御殿場線）と路線バス（富士急モビリティ（株））、タクシーが運行されており、2022 年度からは多様化する交通ニーズに対して、町のコミュニティバス「大井町巡回バス「おいゆめバス」」を運行しています。

しかしながら、運転手不足等に伴う路線バスの減便や運転免許証返納後の移動手段の確保、都市計画道路の整備による交通ネットワークの再構築など様々な課題を抱えており、さらなる公共交通の充実が求められています。

本町の実情に即した「持続可能な公共交通」を実現するために、「大井町地域公共交通会議※」にて「大井町地域公共交通計画※」に基づき地域住民や利用者、交通事業者、近隣市町などと定期的に協議を行い、まちづくりと一体となった最適な公共交通ネットワークの形成を図る必要があります。

また、既存交通の利便性を向上させるため、御殿場線利活用推進協議会や神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる要望活動を行っていくとともに、無人駅・老朽化の影響により取り壊しが提案されている JR 御殿場線上大井駅舎について、JR 東海との協議を進めながら有効な保存・利活用を基に改修を行い、地域に愛される拠点をめざす必要があります。

施策の方向

町民が、便利かつ快適に公共交通機関を利用できるよう、「大井町地域公共交通会議」を中心に地域の関係者等と協議し、町の実情に即した持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めるとともに、誰もが利用しやすい交通環境を整え、公共交通の利用促進を図ります。

また、JR 御殿場線上大井駅舎について、耐震補強を含めた改修を行うとともに、観光の拠点・地域の集いの場・交通結節点として利活用を促進します。

持続可能な公共交通ネットワークの形成（企画財政課）

公共交通の確保・維持・改善事業に取り組むための法定計画である「大井町地域公共交通計画」に沿って事業を推進し、「大井町地域公共交通会議」において定期的な点検・評価を実施することにより、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。



既存の公共交通の利便性向上と利用促進（企画財政課）

既存の公共交通の利便性向上に向けた施策を進め、公共交通への利用を促進するとともに、ＪＲ御殿場線における交通系ＩＣカードの跨り利用問題などへの要望活動を沿線自治体と協力し行います。

また、ＪＲ御殿場線上大井駅舎について、観光拠点・地域の集いの場・交通結節点として有効に機能するよう町・町民・民間事業者等が一体となって、利活用を推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
町コミュニティバスの利用者数	11,577 人	15,000 人
町内を運行する路線バスの 運行数維持	129 本	129 本
JR 御殿場線の運行数維持	上り 26 本 下り 28 本	上り 26 本 下り 28 本

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
公共交通計画の推進	1 期計画 推進				
	計画 改定	2 期計画 開始	計画推進		
町コミュニティバスの運行	事業推進				
J R 御殿場線上大井駅舎の 環境整備及び利活用	整備	利活用 開始	利活用推進		

行政と町民の役割

行政	公共交通手段の維持・確保
	公共交通機関の周知
町民	公共交通機関の積極的な利用

※地域公共交通会議 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、市町村等が主宰し、地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態及び運行ルート、運行回数、運賃などを関係者が一同に会して議論し、合意形成を図っていくことを目的とする会議体のこと。地域住民、利用者、地方公共団体、地元のバス事業者、運転者の団体などで構成される。

※地域公共交通計画 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす計画のこと。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

6 公共施設

現状と課題

公共施設等総合管理計画※などに基づいて、計画的な公共施設の管理運営を行い、財政負担の軽減や平準化に努めてきました。

しかしながら、公共施設は更新時期を迎え、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となります。

将来の財政負担を考慮し、最適な公共サービスの提供や施設の安全性を確保していくためには、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点や人口減少などによる利用需要の変化を踏まえて、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があります。

施策の方向

最適な公共サービスの提供や施設の安全性を確保していくため、今後、施設の維持管理にかかる費用を含め、既存施設の統廃合等の様々な可能性を検討し、公共施設のマネジメントや管理などを適切に行います。

公共施設マネジメントの推進（総務課・教育総務課）

公共施設等個別施設計画※及び学校施設長寿命化計画※などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
公共施設等個別施設計画及び 学校施設長寿命化計画の進捗率	38%	100%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
公共施設等総合管理計画及び 公共施設等個別施設計画の改定	計画改定				
計画の進捗状況の把握及び 情報の共有	事業推進				
各課における計画に基づく 改修工事などの推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	公共施設などの現状に関する情報公開
	施設利用者や施設管理者からの建物の機能や設備に関する意見の集約
町民	集会施設における清掃・小規模修繕
	公共施設などの設備等に関する意見の発信

※公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象とする総合的かつ計画的な管理方針を整理している計画のこと。全ての自治体に対して、総務省から 2016 年度までに公共施設等総合管理計画の策定要請がなされている。

※公共施設等個別施設計画 公共施設等総合管理計画を基に個別の施設の管理方針について定めた計画のこと。

※学校施設長寿命化計画 学校施設の長寿命化に向けた実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表した計画のこと。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

2 環境

1 脱炭素・循環型社会

現状と課題

地球環境においては、世界の平均気温の上昇やそれに伴う気候変動が大きな問題となっており、温室効果ガス※の削減が喫緊の課題です。

本町では2022年3月に「大井町気候非常事態宣言」を表明、2024年3月には「地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざしており、町民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止策に取り組む必要があります。

また、大量生産・大量消費が問題となる中、廃棄物の適正な処理や廃棄物の再利用・再資源化による資源循環型社会の形成を推進し、持続可能で良好な環境の維持を図る必要があります。

施策の方向

太陽光発電などの再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を推進し、町民、事業者、行政が一体となって脱炭素に向けた取り組みを進めます。

また、廃棄物の適正処理や廃棄物の減量化、再資源化に取り組むとともに、広報などを通じた廃棄物問題に対する意識の啓発と発生抑制を推進します。

地球温暖化対策の推進（生活環境課）

地球温暖化対策実行計画に基づき、町民や事業者への太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入の推進や、各主体による環境配慮行動の実践を促すことで、大井町域における温室効果ガスの削減をめざします。町の事務事業においても温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。



廃棄物の減量化と再資源化（生活環境課・教育総務課）

廃棄物の分別収集の徹底や新たな分別収集の導入により廃棄物の減量化を図るとともに、各種リサイクル制度の周知を徹底するなど廃棄物の有効利用と再資源化を推進します。



廃棄物の適正処理（生活環境課）

1市5町及び関係機関との協議により、地域の循環型社会形成の中核施設として環境への負荷の低減に配慮した新たな可燃ごみ処理施設の整備を進めるとともに、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行います。



資源循環に関する意識啓発（生活環境課）

町の広報紙、ホームページなどにより廃棄物に関する問題の現状と課題を情報提供し、廃棄物の発生抑制・分別の徹底を促進するとともにリサイクル制度の周知による資源循環に関する意識啓発を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
公共施設における 温室効果ガス排出量	720.3t-CO2 (2023 年度)	632.7t-CO2
町民 1 人 1 日当たりの ごみ排出量	767 g	759 g
地球温暖化対策に関する 補助件数	37 件	48 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
再生可能エネルギーの有効活用 の推進	事業推進				
廃棄物の減量化と再資源化の 推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	再生可能エネルギーの有効活用の推進
	廃棄物の適正処理や減量化の啓発
町民	再生可能エネルギーの活用
	ごみの 3 R に協力
	家庭ごみの分別
	食品ロス対策

※温室効果ガス 赤外線を吸収し再び放出する性質を有し、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきて、地球の表面付近の大気を暖める作用をもたらす気体物質のこと。主な気体物質としては、二酸化炭素をはじめ、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

2 環境

2 環境共生

現状と課題

本町の豊かな自然環境、快適な生活環境を維持し将来の世代へ継承するため、大井町環境基本計画に基づいた計画的な環境対策や町ぐるみの環境美化活動、自然環境の保全などに取り組んでいます。

今後も、不法投棄などの問題を未然に防止するよう努めるとともに、地球規模で進んでいる自然破壊や、環境汚染といった環境問題を身近な問題として捉えてもらえるよう意識醸成に取り組むことが必要です。

施策の方向

きれいで環境への負荷が少ない生活環境の実現を町ぐるみで取り組むとともに、本町の豊かな自然環境を将来の世代へ継承するため、自然環境の理解と保全に取り組みます。

環境汚染の防止（生活環境課）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令などに基づき、公害の発生防止や発生時の早期対応を図るため、県と連携し、立ち入り調査及び指導などを行います。

また、町内の主要水路の水質検査を実施し、環境汚染の防止を図ります。



環境の美化（生活環境課）

美化キャンペーンなどの開催をはじめ、美化活動促進として、町民や自治会等の自主的な美化清掃活動へのごみ袋の提供、ごみの処分や助成金の交付、啓発活動を行います。

また、環境パトロールや防犯カメラの設置などによる不法投棄に対する監視体制の強化を行い、不法投棄の発生抑制を推進します。



自然環境の保全（生活環境課）

森林などの水源涵養機能を維持するため、地域水源林整備事業を推進し、荒廃が進む森林や里山の自然環境の保全を行います。



環境問題等の情報発信（生活環境課）

環境問題に関する情報を町の広報紙、ホームページやSNSなどを活用して発信し、環境に対する意識の啓発を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
広報掲載件数	12 件	12 件
生活排水関連水質異常件数	0 件	0 件
美化活動に係る補助件数	37 件	37 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
地域水源林整備事業の推進	事業推進				
主要水路の水質検査の実施	事業推進				

行政と町民の役割

行政	不法投棄の抑制、美化キャンペーンなどの美化清掃活動の促進
	環境問題に対する意識啓発
町民	自主的な美化清掃活動や美化キャンペーンなどへの参加
	3 R 意識への理解と協力

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

2 環境

3 生活衛生

現状と課題

これまで、近隣市町と連携して設置している、し尿処理施設の維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めてきました。今後も、生活排水による悪臭などの公害を防ぐため、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うよう意識啓発に努め、環境美化の推進を図る必要があります。

また、広域斎場については、引き続き構成市町と協議し、運営の管理を行う必要があります。

施策の方向

生活排水・し尿処理施設の維持・管理とともに、施設の適切な運営を推進します。また、広域斎場の安定的な管理運営を進めます。

生活排水・し尿の適正処理（生活環境課）

生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外において合併処理浄化槽※設置整備事業補助金制度による設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。

また、足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図ります。



広域斎場の安定した管理運営の推進（生活環境課）

広域斎場の管理運営について、構成市町と連携し、長期的かつ安定的な利用が図られるように取り組みます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
合併処理浄化槽設置補助件数 （総件数）	-	60 件
合併処理浄化槽維持管理費 補助件数	123 件	180 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
合併処理浄化槽設置整備事業 補助の実施	事業推進				
合併処理浄化槽維持管理費 補助の実施	事業推進				

行政と町民の役割

行政	合併処理浄化槽への転換啓発
	生活排水・し尿処理施設の適正な維持管理の促進
町民	合併処理浄化槽への転換
	合併処理浄化槽の適切な維持管理

※合併処理浄化槽 お風呂や台所からでる生活雑排水と、し尿を併せて処理することができる浄化槽のこと。改正浄化槽法では、合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

4 公園・緑地

現状と課題

2022年に町内初の大規模公園となる大井中央公園が開園し、日々多くの町民に利用されています。既存の公園を含め、各公園の特徴を活かした、町民に親しまれる魅力ある公園へ展開するとともに、適正な維持管理を行う必要があります。

また、幅広い利用者への対応を推進するため、インクルーシブに配慮した公園づくりを検討します。

さらに、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」において整備したエリアを適正に管理するとともに、周辺に連担する優良な農地や自然豊かな景観などを活用し、自然観察会やウォーキング、農業体験などのイベントを開催し、来訪者の増加につなげてきました。

今後は、町外からの来訪者だけでなく、子どもから高齢者まで幅広く自然観察のフィールドや健康づくりなどのフィールドとして親しんでもらえるよう、イベントの開催や景観の保全に向けて取り組むとともに、関係施設の維持管理を官民連携により推進できる仕組みづくりに向け、検討を進める必要があります。

また、「おおいゆめの里」は、散策路や花木園の整備を行うとともに、里山の風景、自然環境を保全しながらボランティア団体と協働により下草刈り、植栽、樹木管理を行っており、自然観察会のフィールドとしても活用を図っています。

今後は、本町の観光施設の拠点として、（一社）神奈川大井の里体験観光協会が取り組む交流体験事業との連携による誘客を含め、町内外から多くの来場者を得るために、来場のインセンティブを確保する特色ある施設として整備を進める必要があります。

施策の方向

子どもから高齢者、障がいの有無を問わず幅広く利用できる公園の活用を進め、町民ニーズに応じた既存公園の再整備や管理を地域住民と協力して推進します。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎ事業」において整備したエリアを活用し、自然観察や健康づくりの場として親しめる空間を創出し、水辺の生態系を活かしながら、多世代が楽しめるフィールドとして日常的な利用促進をはかります。

さらに「おおいゆめの里」は、里山の風景と自然環境を保全しながら、ボランティアや地域団体と協働し、下草刈りや植栽、樹木管理を実施しながら、官民連携で特色ある場を整備し、来場者の増加をめざすとともに、地域資源を活かした持続可能な活用を推進します。

「おおいゆめの里」づくりの推進（地域振興課）

「おおいゆめの里」は、引き続き、里山の風景、自然環境を保全しながらボランティア及び一般社団法人などの団体と協働により下草刈り、植栽、樹木管理と里山再生に向けた取り組みを推進するとともに、来場のインセンティブを確保できる特色ある場の整備に向け、官民連携による事業推進を図ります。



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

公園の管理・活用（地域振興課・都市整備課）

子どもから高齢者、障がいの有無を問わず幅広く利用できる身近な公園をめざして活用を図るとともに、町民ニーズを踏まえて、既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進します。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」において整備エリアを中心に酒匂川堤防道路や優良な農地や自然豊かな景観を活用し、子どもから高齢者まで幅広い世代に親しんでもらえる空間を創出するため、水辺に集まる生きものの自然観察や健康づくりのフィールドとして日常的な利用促進につなげます。



地域緑化の推進（生活環境課）

町内の緑化を推進するため、地域緑化制度の普及により、町民などによる自発的な緑化活動の促進や支援を行います。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
官民連携事業数	3 件	4 件
インクルーシブ遊具の設置数	0 件	3 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
「おいゆめの里」整備・運営における官民連携体制の構築	事業推進				
インクルーシブ遊具の設置	事業開始	事業推進			事業完了

行政と町民の役割

行政	おいゆめの里における官民連携事業の基盤づくり
	公園の適正な維持管理
町民	ゆめの里育て隊等への参加
	おいゆめの里の活用
	公園の適正な利用
	公園の管理運営活動への参加

5 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

1 農業・商業・工業

1 農業

現状と課題

農業生産者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地が拡大し、里山が荒廃することで有害鳥獣が増え、農作物への被害が大きくなっていくなど、農業を取り巻く環境の低下は全国的な問題となっており、本町でも例外ではありません。

一方、食品の安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の向上が求められるほか、「土や緑」に憩いを求める都市住民の増加、地域の活力創造を目的とした農業の活性化の推進など、農業への関心が高まっています。

本町では、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路等、農業生産基盤の整備を推進するとともに、農産物の販売力向上に向け支援を行い、都市住民への農産物などの販売と農業体験の拠点施設として農業体験施設「四季の里」を開設し、地域農業の活性化に向けて取り組みを推進しています。

今後も、農業環境の保全と整備に努めていくとともに、耕作放棄地の解消に向け、地域計画※の実現による農地の集積・集約化を図り、新たな農業の担い手の育成・確保や、販路拡大に向けては、農業体験等をはじめとする交流体験事業により獲得したファンを関係人口の創出につなげながら、持続可能な農業生産体制を構築していく必要があります。

さらに、地域ぐるみで有害鳥獣による農作物への被害を抑止することで農業者の農業意欲の向上を図るとともに、捕獲した有害鳥獣の個体処理方法についても検討を進める必要があります。

施策の方向

農業生産基盤の整備、地域計画の実現に向けた取り組みを推進するとともに、担い手や地域の中心となる経営体などの育成・確保を行い、効率的な農業の推進を図ります。

地域農業の活性化を図るため、農業体験による都市住民との交流を推進するとともに、食育を通じて農業への理解を深めます。

耕作放棄地の増加に伴う鳥獣被害対策として、捕獲強化や防護柵設置、新技術導入を推進するとともに、捕獲者の確保とジビエ活用を進め、販路拡大を促進します。

また、都市住民への農業体験や教育旅行向けプログラムを展開し、農業への理解を深めるとともに、特産品や町内農産物のブランド化を進め、6次産業化や商工業との連携による農業活性化を図ります。

農業生産基盤の整備（地域振興課）

地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路の整備、さらに農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。

また、既存施設を有効活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的に改修や修繕を行います。



2 飯碗を
せむに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを

農業の多様な担い手の育成・確保と農地利用の活性化（地域振興課）

「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想※」に基づき、町民に限らず広く町内で就農する新規就農者の育成・確保を行うとともに、農業参入する企業の誘致を図ります。また、地域計画の実現に向

け、地域における話し合いを行い、農地中間管理事業※などを通じて、農地の集積・集約化を推進し、加えてより耕作しやすい環境となるよう各種支援策を充実させながら農地利用の効率化と活性化につなげます。さらに、認定農業者制度※の活用や食農バリューチェーンの創出に向け、都市農業における営農ノウハウ等の学びの場を確保し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の活用を促進し、持続可能な農業生産体制の構築につなげます。



有害鳥獣による農作物被害の抑止（地域振興課）

耕作放棄地の増加と里山の荒廃に伴い、生息域を拡大している有害鳥獣に対し、鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲活動を行うとともに、防護柵の設置や新技術の導入などにより農作物の被害を抑止し、営農意欲の向上を図ります。

また、有害鳥獣の捕獲の強化を図るため、捕獲従事者の人材確保に取り組むとともに、捕獲個体の有効活用を行うため、ジビエ処理加工施設「あしがらジビエ※工房」の積極的な利活用を進めます。



都市と農村交流による農業の活性化と「農ある暮らし」の実現（地域振興課）

多種多様な農産物を生産する本町の特性を活かし、「四季の里」を中心施設として、都市住民に農業体験の機会を提供するとともに、特に子どもたちには、教育旅行向け体験プログラムの構築など農作業を通じて食の大切さを伝えるとともに、農業への理解教育につなげます。また、農業体験等によりこれまで獲得した交流人口を関係人口へとつなげるため、「農ある暮らし」の実現に向け「夢おいファーマー制度」の利用促進を図るとともに、農業の活性化さらには移住・定住にもつなげます。



6次産業化、商工業との連携による農業の活性化（地域振興課）

相和地区のそばやフェイジョア、大井スイーツセレクションなどの販路拡大、既存商品のパッケージ化による販売促進、町内の農産物を使用した商品の新たな開発支援など、大井町ならではのブランド化により、6次産業化や商工業との連携による農業の活性化を図ります。



あしがらジビエの販路拡大（地域振興課）

ジビエ処理加工施設「あしがらジビエ工房」にて加工処理されたジビエ肉の販路拡大に向け、町内の飲食店等によるメニュー開発を促進するとともに、効果的なプロモーションと特産品の創出を図ります。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
新規就農者数（累計）	3 人	3 人
交流体験事業受入数	2,732 人	6,000 人
加工品販売額	3,464 千円	5,000 千円

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
新規就農基準の活用	事業推進				
ジビエ利活用に向けた取り組みの推進	事業推進				
都市と農村交流による農業の活性化	事業推進				
商工業との連携による農業の活性化	事業推進				

行政と町民の役割

行政	新規就農者支援制度の推進
	「農ある暮らし」の実現に向けた仕組みづくり
	有害鳥獣従事者の人材確保
	ジビエ活用に向けた仕組みづくり
町民	有害鳥獣対策の担い手とジビエの利活用
	農地の適正管理
	農業生産の担い手
	町内農作物の消費

※地域計画 地域農業を維持するため、地域での話し合いを経て、10 年後の農地の在り方を 1 筆ごとに示した「目標地図」を作成し、めざすべき将来の農地利用の姿の明確化と、農地の集約化を加速させる計画。

※農業経営の強化の促進に関する基本的な構想 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づき市町村が定めることができるもので、市町村における安定的な農業経営の指標やこれらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを定める構想のこと。

※農地中間管理事業 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付ける事業のこと。

※認定農業者制度 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度のこと。

※ジビエ 狩猟で得た自然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化のこと。

5 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

1 農業・商業・工業

2 商業・工業

現状と課題

本町では、人口減少や高齢化に伴う事業承継問題などにより町内企業及び事業者数も減少傾向にあるなか、県西地域活性化プロジェクトに基づき、地域の活性化につながる拠点施設として、「未病バレーBIOTOPIA（ビオトピア）」事業を推進してきました。

また、足柄上商工会（大井町商工振興会）との連携により、経営発達支援計画※を策定し、経営改善に向けた支援策を講じるとともに、小規模店舗における独自の商業サービスの提供に向け、町内の農産物を使用した新たな特産品の開発や、「地酒で乾杯を推進する条例」の施行により、地域産業の活性化に向けて取り組むなど、様々なイベントの企画・運営を行い、町内外の人々との交流を促進し、商業の発展に努めています。

今後は、空き店舗対策を含め小規模事業者の経営基盤の充実を図るとともに、特産品のさらなるブランド化とPR事業の展開等、消費喚起・販路拡大に向けた取り組みや地域経済の活性化へつながるイベントの開催などの取り組みを強化していく必要があります。

また、地域経済の活性化や雇用の促進を図るため、町内企業との連携に取り組むとともに、工業に関しては、周辺環境に配慮した特色ある工業の育成に向けて取り組む必要があります。

施策の方向

地域経済活性化のため、商工業団体や小規模事業者への支援を行うとともに、空き店舗活用やふるさと納税制度の充実、特産品のPRを強化し、販路拡大を促進します。また、農産物加工品の生産支援として、農業者と商工業者の流通体制の確立と精密部品や木工製品などの「モノづくり」事業者をイベントや広報でPRし、地域産業の発展に取り組みます。

商業・工業の活性化（地域振興課）

地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、地域産業をPRするイベントの開催や町広報紙やSNS等での情報発信を行うとともに、空き店舗の活用を含めた創業支援や小規模事業者の経営改善に向けた補助制度のほか、中小企業へ向けた低金利での融資補助制度等の支援策を講じます。

また、町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、特産品のブランド化に向け効果的なPR事業を促進し、消費喚起・販路拡大につなげます。



ふるさと納税制度の活用（企画財政課）

ふるさと納税制度を活用し、寄附者に対する町の特産品や体験型プログラムなどの地域特性を活かした返礼品の充実を図り、町の魅力を広く発信して地域ブランド力の向上につなげます。



企業連携の促進（企画財政課）

地域経済の活性化のため、「未病バレーBIOTOPIA（ビオトピア）」をはじめ、新たな企業や地元企業などとの事業連携を促進するとともに、企業誘致に向け、企業が町内に進出しやすい環境づくりに努めます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
空き店舗活用数	4 件	5 件
加工品販売額	3,464 千円	5,000 千円
地酒イベント開催数	8 回	10 回
返礼品取扱数の充実	75 個	100 個

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
空き店舗対策の推進	事業推進				
農商工業の連携による商品開発	事業推進				
地酒を活用した商業の活性化	事業推進				
ふるさと納税制度の活用による 地域ブランド力の向上	事業推進				
企業との事業連携の促進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	地域活性化に向けた農商工業連携の基盤づくり
	町内外への町及び地域情報の P R
	消費喚起に向けた P R 事業の展開
町民	地産地消の推進
	町内小売店等における消費
	農商工業の連携

※経営発達支援計画 2020 年に一部改正された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成 5 年法律第 51 号）に基づき、商工会または商工会議所が作成し、経済産業省が認定する計画のこと。

5 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

2 観光

1 観光

現状と課題

本町は、自然豊かな町であるとともに、富士箱根連山、丹沢山麓などの眺望を楽しむことができます。特にひょうたん池から観える富士山は「関東富士見 100 景」に選定されています。

また、おおいゆめの里やハイキングコース、せせらぎづくり事業などで整備した各種施設、文化財等、観光資源が多数存在するとともに、地域資源であるひょうたんや町内の農産物などを活用した特産品づくりを推進してきました。イベントなどにおいては、大井よさこいひょうたん祭や産業まつり、本町の観光拠点であるおおいゆめの里周辺で実施される大井里山花まつり、四季の里まつり、お山のひなまつりなどの開催、体験民泊を含め交流体験や農業体験などの受入れ環境を構築し、多くの観光客を呼び込み、関係人口の創出に取り組んできました。

今後も外国人観光客を含めた来訪者のニーズ把握に努めながら、これらの事業を継続して実施し、町民や町内各種団体、近隣市町との連携を促進するとともに、町のシンボルである“ひょうたん”のプロモーションと観光事業や誘客につながる新たなコンテンツの創出を進め、事業の充実を図る必要があります。

また、ハイキングコースの整備については、ハイカーのニーズや観光資源を活用したコースの見直し、道標を含めた施設の整備等の検討を行い、魅力あるコースの構築を進める必要があります。

施策の方向

本町の観光拠点である「おおいゆめの里」の再整備を進め、公共施設を活用し、新たな観光コンテンツの創出を図るとともに、「ひょうたんの町おおい」の更なる魅力発信や観光事業の推進を行います。また、地域資源を活用した交流体験や特産品づくりを支援し、ハイキングコースの整備や近隣市町との観光ネットワークを形成した中で集客の促進につなげます。さらに、外国人観光客の誘客や民泊事業を通じて地域活性化を図ります。

観光の拠点づくり（地域振興課）

本町の観光拠点となる「おおいゆめの里」周辺の賑わいを創出するため、当該エリアの整備に向けた条件や法制度の整理及び整備計画の策定を進め、郷土資料館等の公共施設を有効活用しながら拠点整備をめざします。



観光資源の開発とPR（地域振興課）

観光振興と地域活性化を図るため、農業や自然環境、歴史や風土などの地域資源を活用した交流体験事業の推進に対し支援を行うとともに、町内産の農産物を使用した特産品づくりの推進、新たな観光資源の開発を行います。

また、ハイキングコースへの誘客を図るため、ハイカーのニーズや観光資源を活用したコースの見直し、道標を含めた施設の整備や新たなコンテンツの導入等の検討を行い、魅力あるコースの構築を進めます。



広域的な観光事業の推進（地域振興課）

あしがらエリアにおける近隣市町との観光ネットワークを形成し、広域的な観光振興に取り組むとともに、近隣市町と連携を図りながら広域的な観光ツアーの実施や観光事業、SNSを活用した情報発信やPR活動を行うことにより、地域の魅力を高め、より多くの集客や新たなターゲット層への誘客につなげます。



インバウンド※対策の推進（地域振興課）

増加する外国人観光客のニーズ把握と誘客につなげるため、海外需要の高い地域特性を活かした文化に触れる体験や民泊事業を実施するとともに、地域の受入体制の構築や公共施設等の環境整備を推進します。



「ひょうたん」を活かした観光資源づくり（地域振興課）

町のシンボル「ひょうたん」を活用し、歴史と文化を継承しながら、人と人のつながりを深め、町内外で行われるイベントを含めた観光事業への参加を通じ、「ひょうたんの町おい」の知名度向上に向けたPRと魅力発信の推進に取り組みます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
【再掲】 交流体験事業受入数	2,732 人	15,000 人
インバウンド受入客数	135 人	500 人
ひょうたん関連事業数	6 事業	10 事業

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
「おいゆめの里」再整備及び 周辺施設の観光拠点化	事業推進				
ハイキングコースの検討及び 活用	事業推進				
交流体験事業への インバウンド受入体制の構築	事業推進				
ひょうたんを活かした 観光事業の推進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	観光拠点の整備
	広域的観光事業の創出
	新たな観光資源の開発
	ひょうたん関連事業の実施と官民連携への仕組みづくり
町民	観光施策への関心、情報発信
	新たな観光資源の開発
	ひょうたんに関わる事業への参画

※インバウンド 領域外から中へ入ってくる動きのことを差し、そこから転じて来日外国人客の訪日旅行のこと。

6 計画を実現できるまち

1 行財政運営

1 行政運営

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行、DXやグローバル化などの社会情勢や町民の価値観の変化に伴い、行政が取り組む課題は多様化・複雑化しています。これらの課題に適切に対応するためには、総合計画に基づき事業を計画的に実施するだけでなく、柔軟で横断的、かつ効率的な行政運営を推進していく必要があります。

また、近年の社会情勢を受け、専門職を中心に新採用職員が計画どおりに確保できない状況や離職等の課題があります。引き続き、職員配置の適正化、組織力の向上及び人材育成に取り組む必要があります。

さらに、地域の活力維持と持続可能なまちづくりを進めるため、転出などによる人口減少を抑制し、町外から人を呼び込むために魅力あるまちづくりを進める必要があります。

施策の方向

本計画の施策においては、PDCAサイクルを活用し、社会情勢や町民の意見に対応した柔軟かつ効率的な行政運営を推進するとともに、適正な職員数の確保や職員の意欲・資質向上に努めます。

さらに、魅力あるまちづくりを推進し、本町の認知度向上、移住・定住を促進し、地域の活力維持と持続可能なまちをめざします。

行政運営の適正化（企画財政課）

本計画における施策についてPDCAサイクルによる進行管理を行い、事務事業の改善を図るとともに、社会情勢などへの柔軟な対応や、施策への町民意見の反映に努めます。さらに、施策の進捗状況などについて町民への周知を図ります。



組織体制の強化（総務課）

多様化する住民ニーズ等に対応するため、適正な職員数の確保に努めるとともに、職場環境の整備や職員研修などによる職員の人材育成を行うことで、組織体制の強化を図ります。



移住・定住施策の推進（企画財政課）

本町のイメージキャラクターやキャッチコピー、ロゴなどを活用し、町内外に向けたシティプロモーション※を効果的に行い、本町に対する町民の愛着醸成や町外からの認知度の向上から移住・定住の促進を図り、持続可能なまちづくりを推進します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
外部有識者等による 行政評価の実施	1 回	1 回
人口の社会増減	13 人 (2024 年)	400 人 (2026 年～2030 年累計)
研修担当課提供のスキルアップ 研修における年間職員参加率	55%	80%

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
行政評価による PDCAサイクルの推進	事業推進				
シティプロモーション事業の 推進	事業推進				
研修の周知及び研修への参加の 促進	事業推進				

行政と町民の役割

行政	行政評価(総合計画事業の進捗状況)の公表
	イメージキャラクターやキャッチコピー、ロゴの活用
	職員の研修への参加の促進
町民	町事業への関心、参加、提案
	イメージキャラクターやキャッチコピー、ロゴの活用

※シティプロモーション 移住・定住を促進し、地域の活力を維持するため、ブランディングを通じて、地域の認知度や地域のイメージを向上させる地方自治体における取り組みのこと。

6 計画を実現できるまち

1 行財政運営

2 財政運営

現状と課題

本町では、これまで計画的・安定的な財政運営を心掛け、後年度に負担を残さないよう町債の発行なども抑制してきました。近年では、土地区画整理事業が人口減少に歯止めをかけ、税収面にもその成果が現れているところですが、多くの自治体が抱える、生産年齢人口の減少による税収入を主とした自主財源の減少、少子高齢化の進行に伴う扶助費などの増加、さらには公共施設やインフラの老朽化に伴う改修・建替などの財政負担などといった課題は、今後、本町においても例外ではありません。多様化・複雑化する行政需要の中、DXをはじめとするあらゆる手段で業務・手続きの効率化を着実に進め、これまで以上に経費の削減や財源の確保などに努め、安定的な財政運営を行う必要があります。

施策の方向

引き続き、財政構造の健全化に取り組むとともに、町税の適正な課税と徴収、ふるさと納税の促進などにより自主財源の確保に努め、安定的な財政運営に努めます。

計画的な財政運営（企画財政課）

計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費※の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、中長期的に収支のバランスがとれた安定的な財政運営に努めます。



財源の確保（企画財政課・税務課）

自主財源の基幹をなす町税に関しては、税制に基づいた適正な課税に努めます。また、その徴収対策については、共通納税の利用促進など、納税環境の充実・周知にしっかり取り組むとともに、滞納処分等の適正な執行により税収の確保、公平・公正な徴収に努めます。また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税※を促進するとともに、クラウドファンディング※などの活用を検討します。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
現年分収納率 （町税）	99.3%	99.4%
滞納繰越分収納率 （町税）	25.6%	25.7%
実質公債費比率	-1.5%	5%未満
企業版ふるさと納税の受入件数	1 件	5 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
財政計画に基づく財政運営	事業推進				
適正な町債の発行	事業推進				
ふるさと納税の活用	事業推進				
企業版ふるさと納税・クラウドファンディングの活用推進	事業推進				
納付環境の整備・運用	事業推進				
公平・公正な徴収の実施	事業推進				
徴収対策の連携・強化	事業推進				

行政と町民の役割

行政	適正な財政運営
	ふるさと納税・企業版ふるさと納税の周知
	町税等の適正な課税、公平・公正な徴収、納付環境の整備・運用
町民	町税等の公的な負担への関心、納期限内の自主納付

※投資的経費 各種社会資本整備など支出の効果が長期にわたる経費のこと。これに分類できる経費区分としては、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費（性質別歳出）がある。

※クラウドファンディング インターネットを介して、不特定多数の人々から少額の資金を調達する仕組みのこと。

※企業版ふるさと納税 国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みのこと。

3 情報化の推進

現状と課題

本町では、セキュリティの向上による情報資産の適切な保護や、マイナンバーカード※を活用したコンビニエンスストア等における住民票などの証明書の自動交付（コンビニ交付）の導入、オンライン申請の拡充など行政サービスの向上に努めてきました。

今後は、マイナンバーカードの利用促進やマイナンバーカードに関する各種サービスについて、さらに検討していく必要があります。

また、行政手続きの利便性向上を図るため、オンライン申請のさらなる拡充やフロントヤード改革※等を推進し、住民にとって使いやすいサービスの提供を検討していく必要があります。

さらに電子決裁等により業務効率化を図ることで、行政サービスの向上につなげて行く必要があります。

加えて、A I※、R P A※などのデジタル化の進展に伴い、私たちの社会が大きく変化してきており、こうした状況に対応した行政サービスの提供を検討する必要があります。

施策の方向

国及び県のセキュリティ対策の動向注視や職員の情報資産に関する意識向上を図り、高いセキュリティレベルの確保と情報資産の保護に努めます。

また、窓口やコンビニエンスストアなどにおけるマイナンバーカードの利用拡大や自治体ポイントの導入の検討を行うとともに、申請サポートサービスにより、簡単にマイナンバーカードを申請できる体制を維持するとともに、今後増加が見込まれる、電子証明書の更新やマイナンバーカードの更新に伴う交付がスムーズに行える体制を整えます。

あわせて、オンライン申請のさらなる拡充やA I、P R Aの活用等デジタル化の進展に伴う社会の変化に対応し、住民にとってより使いやすい行政サービスの提供を検討します。

情報セキュリティの確保（企画財政課）

セキュリティクラウドなどにより、高いセキュリティレベルでのシステム運用を行い、様々なリスクに対応します。また、職員研修を実施し、セキュリティに関する意識向上を図り情報資産の保護に努めます。



マイナンバー制度の活用（町民課）

マイナンバー制度を活用したコンビニ交付、申請サポートサービス、マイナポータルを利用した戸籍届出、かんたん窓口サービスや自治体ポイントの検討などにより、行政の効率化と町民の利便性の向上を図ります。



デジタル化の進展に伴う行政サービスの向上（企画財政課）

各種届出や申請などの行政手続きのオンライン化をさらに推進することで行政サービスの利便性向上に取り組むとともに、A I やR P Aなどのデジタル化の進展に対応した行政サービスの提供について検討します。また、行政文書の電子決裁や生成A I の導入により業務効率化を図ることで、行政サービスの更なる充実化につなげます。



施策の目標

指標	現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
マイナンバーカードの保有率	79.5%	90%
オンライン化対応済み手続き件数（累計）	94 件	250 件

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
マイナンバーカードの普及促進	事業推進				
次期マイナンバーカードの導入と普及促進	事業推進				
行政手続きのオンライン化	事業推進				

行政と町民の役割

行政	各種手続きのオンライン化
町民	行政手続きのオンライン申請の活用

※ マイナンバーカード 住民からの申請により交付されるプラスチック製のカードのこと。カードの表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日などが記載され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カード裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策などの法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

※ フロントヤード改革 住民と職員の接点のあり方を見直し、よりよい行政サービスを実現するための取り組みのこと。

※ A I 人工知能（Artificial Intelligence（アーティフィシャルインテリジェンス））の略称のこと。

※ R P A ロボットによる業務自動化（Robotics Process Automation）の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するシステムのこと。

6 計画を実現できるまち

2 広域行政

1 広域行政

現状と課題

経済の発展や交通手段の発達、テレワークの普及などにより、通勤や通学、買い物等、人々の経済活動の範囲や、日常生活における行動範囲は行政区域を越えて広がっています。こうした変化に伴って、行政に対する市民のニーズも広域化するとともに、多種多様化しています。

本町では、今後ともこのような状況のもとで広域化・多様化する行政需要に対応し、かつ市民サービスの更なる向上を図るため、近隣市町と互いに連携し、広域的な視点から調整を図りながら、行政サービスの効率的な運営に努める広域行政を推進していく必要があります。

施策の方向

多様化する行政需要に対応するため、一部事務組合※の共同運営を継続的に進めるとともに、近隣市町との連携・調整を図り、効率的かつ効果的な広域行政体制の充実に努めます。

広域体制の充実（企画財政課）

増大する広域行政課題に適切に対処するため、一部事務組合の共同運営や事務の委託などを継続的に進めるとともに、今後も近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。



施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
広域事務事業の推進	事業推進				
近隣市町との連携・調整の強化	事業推進				
効率的な行政運営の促進	事業推進				

行政と市民の役割

行政	広域で実施することによるスケールメリットを活かした行政サービスの提供
市民	広域にまたがるより良い行政サービスに係る提案

※一部事務組合 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。